第４回世羅町議会定例会会議録

令和７年12月5日
第２日目

世　羅　町　議　会

１．議事日程

令和７年第４回世羅町議会定例会　（第２号）

令和７年12月５日

午前９時00分開会

於：世羅町役場議場

第１　　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番　亀田知宏	２番　佐倉悠希
３番　矢山　靖	４番　宗重博之
５番　佐々木浩康	６番　福永貴弘
７番　向谷伸二	８番　上本　剛
９番　松尾陽子	１０番　藤井照憲
１１番　田原賢司	１２番　髙橋公時

３．　欠席議員は次のとおりである。

なし

５．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（１９名）

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添　毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	宮﨑満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷　保
商工振興課長	山崎　誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

６．職務のため議場に出席した事務局の職氏名（３名）

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
嘱託書記	貞光有子		

令和７年第４回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日　令和７年12月５日】

順番	質問者	質　問　事　項
１	10番　藤井照憲	１　子どもの未来にゆとりと創造の時間を
２	６番　福永貴弘	１　世羅町の防犯対策の強化を
３	３番　矢山　靖	１　クマ出没に対する町の備えと対応体制は ２　命を守る「初動の弱者避難」のあり方はいかに
４	１番　亀田知宏	１　学校再編について ２　補助金・助成金の見直しは ３　町長のトップセールスについて

開　会　　９時００分

（起立・礼・着席）

○議長（髙橋公時）　ただいまの出席議員は　１２　名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１　昨日に引き続きまして、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に　子どもの未来にゆとりと創造の時間を　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　皆さんおはようございます。議長の発言の許可を得ましたので、早速ですが質問に入らさせていただきます。

質問は、「子どもの未来にゆとりと創造の時間を」と題してお伺い致します。

昨日の同僚議員の質問では、「学校教育の現状を見直す覚悟があるのか」と、こういう質問をされたところでございます。私は少し角度を変え、子どもたちが予測困難な時代を生き抜いていく資質・能力を高めるために、日々ＩＣＴ端末をフル活用し、個別最適に協働的に学ぶことが必須であるという考えを土台といたしまして、教育長の認識を確認したいと思います。

質問の要旨でございます。ＧＩＧＡスクール構想の推進により、児童・生徒一人１台のタブレット端末が整備されております。タブレット端末の整備から５年が経過し、その間の令和４年３月議会では「タブレット端末の効果と課題」及び「デジタル社会と子どもへの未来投資」と題して一般質問で取上げたところでございます。

タブレットの初期のご答弁では、「成果として学習用端末が一人１台あることで、自身の学習状況に応じて、学び直しや発展的な学習を行うことができる。また、ＷＥＢ会議システムを活用した「ふるさと学習」の質的な向上にもつながっている。」とこのようなご答弁をいただいております。また、課題や改善点では「小学校低学年に対する指導方法など、教職員のＩＣＴ活用指導力を更に計画的・組織的に育成したい」とのことでございました。

これと時を同じくして、「広島県 教育に関する大綱」が策定され、本県教育の基本理念や目指す姿を示すと共に、令和７年度までの５年間の教育施策の基本方

針と方向性が示されております。たとえば、基本理念を世羅町に例えて置き換えますと、「世羅で学んでよかったと思える 世羅で学んでみたいと思われる 日本一の教育の町の実現」このようになると思います。目指す姿を言い換えますと、「一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりの実現」このようになると思います。また、各項目に成果指標も示されておるところでございます。

一方、令和６年 12 月末の新聞には、2030 年代の学校教育を見据え、学習指導要領改訂を諮問する記事が載っておりました。先に述べたように、「タブレット端末を活用することで教材のデジタル化が一段と加速する」とございました。ＩＣＴを活用した教育が順調に浸透していることの表れかもしれませんが、他の記事を見ますと、小中学校の過密な時間割、不登校小・中で最多、長期ヤングケアラー、いじめ認知コロナ前水準に、教職員の精神疾患や仕事時間等など、良い面の現場との乖離が見えてくるように思います。

本町においても、「世羅町教育プラン」が改訂され、その時々の教育に関する目指す姿や基本理念、基本方針並びに目標と重点施策が示されております。

そこで、「誰一人取り残さない」ＧＩＧＡスクール構想の原点に立ち返り、本町の教育に関する成果や課題から取組むべき施策をどのようにお考えなのかお伺いします。

質問は、大きく分けて６問行う予定でございます。

はじめの質問でございます。タブレット端末導入から５年が過ぎようとしています。導入時の成果と課題は先に述べた通りでございますが、その後の状況はどうでしょうか。改めて、「誰一人取残さない」というＧＩＧＡスクール構想の成果と課題をどのようにお考えか、確認の意味を込めお伺いいたします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　ただいま藤井照憲議員よりご質問いただきました。タブレット端末の導入から５年目の成果と課題につきましては、昨年令和６年の９月、同じく藤井議員の一般質問に対して答弁いたしました。その内容も踏まえて、私からお答えいたします。

まず、そのときの答弁で、児童・生徒にとってタブレット端末が文房具の一つであり、「調べたい・学びたい」と思ったときにすぐ使えるツールである点は、年を経るごとに高まりつつあると言えます。ただ、学校や学級による利用度の差は未だにございまして、継続課題として取組んでいるところであります。

次に、タブレット端末をはじめとするＩＣＴ機器を教員が使いこなして、授業で活用できるようにするという課題におきましては、方策の一つとして、研修の受講を推進してまいりました。

特に広島県教育委員会による「デジタル機器を活用したプロジェクト型学習に係る研修」につきましては、教職６年目以上の教諭に受講させるものでありますけれども、育児休業中の教員を除く全員が受講を完了いたしております。

最後に、タブレットの導入から５年が経過いたしましたが、端末の更新時期を迎えております。このたび、県の共同調達事業に加わることが決定いたしました。これによりまして、予算的に有利な条件で、令和９年度からは全ての端末を新しいものに更新できる見通しが立ったところでございます。

今後もタブレット端末の活用を通しまして、「個別最適な学びと協働的な学びの両立」を進めるとともに、不登校や特別な支援を必要とする子どもを含めた、「誰一人取り残さない」教育の実現に向けて取組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　申し遅れました。議員より物品の持ち込みについてこれを許可しております。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。

○10 番　藤井照憲議員　学校におけるタブレット端末の活用には、「個別最適な学びと協働的な学びの両立」が図られているように思えます。タブレット端末を利用して学び直しができることや予習ができること、これも重要と考えております。家庭への持ち帰りという状況はどうでしょうか。学び直しや自らの疑問を自分で深く探究する。このようなことができると思います。家庭での活用について、お考えをお伺いします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それでは、お答えをいたします。タブレット端末は、「個別最適な学びと協働的な学び」を支える重要なツールでございまして、授業だけでなく、学び直しや予習など、家庭学習を充実させることにも、大きな可能性を持つものと認識をしております。

多くの学校では、児童・生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、家庭学習に活用する取組みを進めております。たとえば小学校では、デジタル教材を用いた家庭学習に取組む学校もあり、基礎的な学習内容の定着や、自主的な学びの支援

に役立っています。

また、その他の使い方といたしましても、授業の内容に関連した課題を、家庭で取組むこともあります。児童・生徒が自分のペースで学び直したり、予習を通して理解を深めたりすることにつながっております。それとともに、家庭での適切な活用方法やトラブルの対応などの体制も整えております。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　家庭での端末を利用することで、端末自体が子どもたちの教材という本物の教材になるようにしっかり指導していただきたいと思います。もう一点お伺いします。

タブレット端末が一斉に導入されたわけでございますけれど、更新時期が一斉に起こるわけです。予算措置を心配しておったところでございますが、この度、端末の更新が有利な条件で、令和９年度からできるという見通しでございます。国のＧＩＧＡスクール構想によって整備されたことから、国は都道府県に基金を創設して更新を進めると、このようにされております。

この度全ての端末を更新すれば、次の更新、これもまた問題になるわけでございます。国の財源措置が５年先にもまだあるのでしょうか。今回の更新にかかる一般財源の確保はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。後日、提案させていただきます一般会計補正予算第４号におきまして、令和８年度に広島県の共同調達によります小・中学校の児童・生徒用、端末調達業務の債務負担を設定させていただく予定でございます。

この端末調達には、小・中学校合わせた事業費が 5786 万円。財源は、国費が３分の２で 3857 万 3000 円。補助裏に起債を当てまして、これが 1730 万円、90％の充当となります。残る一般財源が 198 万 7000 円となっております。この財源構成で予定しておるところでございます。

有利な財源を活用することで、町が持ち出す一般財源を可能な限り軽減させていくという考えで進めてまいりたいと思っております。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　私が心配してるのはですね、一斉に導入されました。今回

一斉に更新します。じゃあ、５年後にちゃんとまた同じことができるのか。こういった予算要望をですね、確実に行っていただきたいと思うんです。5000 数百万のですね、一般財源でやるとなると町の財政を圧迫すると思いますので、しっかり取組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問にまいります。次の質問は、令和の日本型学校教育にも述べられております「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実には、子ども自身がＩＣＴを活用することが前提になっております。個々の学習状況や学習指導など、主体的に学習を細かく調整する必要があると思います。学びの変革はどうなんでしょうか。お考えをお伺いします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それでは、「個別最適な学びと協働的な学び」についてお答えをいたします。

この命題の実現につきましては、町内全ての小・中学校が、教育研究計画に盛込み、それぞれの手法で試行を重ねております。

学校によってアプローチの仕方は異なりますが、共通点として、特に「個別最適な学び」に関わって、ＩＣＴ機器の活用がなされております。児童・生徒の習熟度に応じたデジタル教材や動画を活用し、自分のペースで理解を進めることが可能となり、それは特別な支援を要する児童・生徒や不登校傾向のある児童・生徒にとっても有効なツールとなっております。

現在、ＩＣＴ機器を活用して「個別最適な学びと協働的な学び」を同時に展開する複線型事業に取組む学校もあり、児童・生徒が興味や理解度に応じて学習課題や進め方を選択し、主体的に学びを深める実践が進められております。以上でございます。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲）　ちょっと補足の質問をさせていただきます。子どもたちがＩＣＴを自由に使うことは、個々の学習進度が異なってまいります。探究する学習も学びも多様な学習スタイルになろうかと思います。

事業を包括する教師は、リアルタイムで児童・生徒の取組み内容や進み具合を把握できるわけでございますが、先生方が、理解度に合わせた学習をどのように進めようとされているのか。また、友達との学び合いを通じて、新たな発見や学びの機会に対応した指導をどのように進められようとされているのか、この点を

お伺いいたします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　お答えをいたします。ＩＣＴ機器を活用することで、教師は授業全体を把握しつつ、児童・生徒１人１人の理解度や学習状況をきちんと見取り、どこまで理解をしているのか、どこでつまずいているのか、またその子のためにどのような支援が必要なものなのか、こういったことを考え、個々に応じた指導を行っております。
　また、友達との学び合いを通じて、新たな発見、新たな気づき、こういったことを得る場面につきましては、教師のファシリテート力が学びを深める上で非常に重要でございます。ＩＣＴを通じて作成した資料や、調べた内容を共有したり、グループで課題に取組んだりする際、教師が適切に問いかけを行い、学び合いが活発かつ深まるように指導を行っております。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　教育委員会としてはですね、100％のご回答だと思うんですけれど、その100％のご回答は、ご答弁は、世羅町の教育職員全員が共有する問題としてですね、100％行き届いているかどうかお伺いします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。ただ今ご答弁いたしました内容につきましては、前日のご質問にもご答弁いたしましたように、この点につきましては、子どもたちの学びを深める、「個別最適な学び、協働的な学び」につきまして、試行錯誤をしながら進めているところでございます。
　ただ、子どもたちの学びを見取り、そこにどのように支援をしていくか、こういうことを重視して指導を進めているところでございます。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　確かに試行錯誤ということばを、昨日も使われたと覚えております。試行錯誤が、前向きな試行錯誤であることを願っております。それでは次の質問に参ります。
　次に、令和の日本型学校教育における実践とＩＣＴに組み合わせることで、さまざまな課題を解決し、教育の質の向上につなげようとされておられますが、現

場の効果や検証はどうでしょうか。

学習指導要領の枠にはめようとする今の学校教育では、多様な学びに対応できない児童・生徒がいるかもしれません。ゆとりのある学校に変われば、不登校の子どもを学校に引付けることができるかもしれません。不登校の現状と具体的な生徒指導をどのようにお考えか、お伺いします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それでは不登校の現状と生徒指導の現状につきましてお答えをいたします。

世羅町における不登校児童・生徒数は、令和３年度以降増加傾向にあり、昨年度は全体の約 5.6％を占めました。今年度はわずかに減少しておりますが、ほぼ同数で推移をしております。議員ご指摘の通り、該当する児童・生徒の教育課程は、必要に応じて、ゆとりを持たせておりますし、オンライン会議ツールＧｏｏｇｌｅ　Ｍｅｅｔと教育用学習管理ツールＧｏｏｇｌｅ　Ｃｌａｓｓｒｏｏｍを活用し、家庭や別室からも学習にアクセスできる環境を整えております。これにより登校が難しい児童・生徒に対しても、学びの機会を保障することが可能となり、個々の状況に応じた柔軟な学習支援を推進しているところでございます。以上でございます。

○10 番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。

○10 番（藤井照憲）　資料をお願いいたします。

この資料はですね、小・中学校における不登校の状況でございます。出典は、文部科学省が公表した令和６年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要から、不登校に関する表をお示ししております。

この表にありますように、小学校、中学校ともに不登校の児童・生徒数は、コロナ後も増加傾向にあるところでございます。

次の資料をお願いします。この表は、先ほどの表を学年別に表しております。おおむね令和４年度より５年度、６年度は青い棒グラフをお示しておりますが、増加傾向が読取ることができます。

それではもう一点質問をお伺いします。以前の質問で、教育長は、不登校は、どの子どもにも起こりうることを全教職員が共通認識を持つことが重要。このようにご答弁されています。先ほどのご答弁では、オンライン会議ツールや教育用学習管理ツールを活用した学習支援を推進されているようでございますが、ＩＣ

技術にまして、教職員は、児童・生徒の小さな変化を敏感に感じ取るコミュニケーションづくりが何よりも大切ではないでしょうか。

また、当時のご答弁では児童・生徒の居場所づくりと、お互いを認め合う絆づくりとお答えになっておられます。そして、教職員研修の充実など４点の強化策を進めると言われております。

これらの成果はどうでしょうか。高止まりする不登校へのどのような工夫と仕組みが必要でしょうか。お考えをお伺いします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　今、藤井議員がおっしゃった、私以前答弁したのは、令和５年の一般質問においてだと記憶しております。今、藤井議員より不登校に対して必要な工夫、そして仕組みについてご質問いただきました。以前私がお答えした４点の強化策の成果も踏まえてお答えしたいと思います。

３つに分けてお答えしたいんですけども一つ目はやはり人ですので、教師の授業力、向上、そして授業改善といいますのがおわかりのように、もう学校で過ごす時間のほとんどは授業でございます。そこの授業が児童・生徒にとって、わかる授業、わかった、できたという授業でなければなりません。それが不登校の未然防止にも大きな影響がございます。

ただ、この度、今年度の学力調査で、町内の小・中学校とも算数、数学の学力に大きな課題があることがわかりました。そこで今、改めてわかる授業、そして基礎学力がつく授業というものを、校長会議でも毎月指示をいたしまして、全ての学校で取組んでいるところでございます。２つ目はそことも関係があるんですけどもやはり教職員の人材育成でございます。今、教職員の平均年齢がぐっと若返っております。若い教員がいっぱいで、それはそれでいいことなんですけども、経験の浅い教員が多く、先ほど藤井議員おっしゃいましたけども、やっぱり、たとえば学級担任であってもそうでなくても子どものちょっとした様子に気付く力、それからよく生徒指導上の課題が起きたときの初期対応がすごく大事でございます。そこによって、あるものは不登校につながるようなことがよくあります。ですので、そういう大切な対応ができる人材育成、そのためには、各校の管理職、また主任、経験の多い教員が、それぞれ計画的に、またその都度その都度、経験の浅い教員に対して指導するという体制を組んで取組んでおります。

３つ目は先ほども出ましたけど、居場所づくりでございます。代表的なものはＳＳＲと呼んでおりますけども、スペシャルサポートルーム、これは不登校に特

化して、そのための人的配置が広島県教育委員会からなされているものでございます。
これには大きな効果があります。２年前答弁したときにはまだ町内で１校の指定でしたけども、現在は３校ございます。
　また、町内で展開している、展開というか設置している居場所として高野塾がありますけども、高野塾では、今年度につきましては 16 名の児童・生徒が登録しまして、それぞれが自己選択をして通っております。私どもも毎月の報告を受けて、こういう変化があるということを確認しております。その他、昨年度から、今年度ですね、町内には民間のフリースペースも設けていただいております。これらさまざまな居場所がある。それと、もちろん教育委員会、学校、それぞれの関係機関が緊密な連携をとることによって、そういう不登校の未然防止、また不登校になったときの適切な対応というものを進めております。
　先ほどグラフを出していただいておりましたけども、世羅町も同じように、令和５年度、令和６年度と非常に高い数値というか、不登校児童・生徒の数が増えました。ただ、今年度につきましては、やや好転の兆しが出ております。今後も一つ一つを確実に進めていこうと思っております。以上でございます。
○10 番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10 番　藤井照憲議員。
○10 番（藤井照憲）　学校における問題行動等につきましてはですね、やはり教育長のリーダーシップ、これが一番大切なんですよ。学校現場に任すんじゃなしに、自ら教育長も足を運び、児童・生徒に触れることで、その学校の雰囲気がつかめると思います。リーダーシップをしっかり発揮していただきたいと思います。
　次の質問ですが、同じように学校におけるいじめ問題に関する基本認識と取組みをお伺いいたします。
　先ほどお示しした資料の令和６年度の児童・生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果概要に示されているように、いじめの認知件数は過去最大となったとあります。
　増加の背景には、認知に対する理解や、１人１台端末を活用した心の健康観察の導入、およびＳＮＳ等のネット上の認知が進んだことが挙げられております。
　町の状況はどうでしょうか。先ほど、不登校も伸びているというようなご答弁がございました。いじめ防止への認知はどうなのか、またいじめへの対策はどうなのか、お考えをお伺いします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではいじめ防止への認識と対応についてお答えをいたします。
　いじめと認知された事案を含め、児童・生徒に関わる問題行動は、当日のうちに解決、または一定の指導を完了させるとともに、教育委員会へ文書で報告するシステムとなっております。特に、いじめ、またはそれに準ずる事案につきましては、月例報告を待たず、即時報告をすることになっております。
　学校の指導や判断に加えて、必要に応じて、教育委員会からの指導・助言もできる体制としております。各校では定期的なアンケートや面談による多面的な情報収集を行い、毎月のいじめ防止委員会開催による情報共有と、対応の強化に努めております。
　今後も家庭や地域、関係機関と連携を一層に深め、児童・生徒が安心して学び、健やかに成長できる環境づくりを着実に進めてまいります。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　資料の表をお願いいたします。
　この表はですね、先ほどの調査結果概要からいじめの状況をお示ししております。
いじめ認知件数は、高学年になり次第、減少傾向が見られます。各学年では、小学校・中学校ともに、先ほども申し上げましたように、令和４年度より５年度、令和６年度は濃い青の棒グラフでお示ししておりますが、これも増加傾向が読取れます。
　それではもう１点ご質問をいたします。いじめについては、どの子にも、どの学校にも起こりうるものだと私も考えております。学校においては、教師の児童・生徒に対する見方や指導のあり方が問われているようにも思います。
　先に述べましたように、児童・生徒の小さな変化を敏感に感じ取る力量を備えることが大事ではないでしょうか。そこにはどうしてもゆとりが必要に思います。また、家庭や地域、関係者との連携を深めることも大切と言われております。現行のコミュニティスクールでは、学校の教育方針の決定などに、地域住民や保護者の意見を機動的に反映するため導入されておりますが、地域などによる学校支援に関する総合的な連携や協力をさらに推進すべきと思います。
　教師のいじめに対する研修とともに、地域とも連携した防止対策が必要に思いますが、対応すべき課題への具体策はございますか。取組みをお伺いします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。いじめはどの子にも、どの学校においても起こりうる課題でありまして、学校における教師の児童・生徒の見方や指導のあり方が極めて重要であると認識をしております。

教師が児童・生徒の小さな変化を敏感に見取り、必要な支援につなげていくためには、日々の授業や指導におけるゆとりを確保することが必要であることは理解をしております。

また、保護者や地域との情報共有にも努め、問題の早期発見、早期対応につなげております。今後は、コミュニティスクールの仕組みを生かし、学校運営上の課題を地域や家庭と共有することで、対応の幅が広がることは期待ができますが、非常にデリケートな問題でもございますので、共有の仕方については慎重に進める必要がございます。

児童・生徒理解をより深め、小さな変化を見取る力を育むための研修の充実を図るとともに、学校、家庭、地域が一体となって児童・生徒、この成長を支える環境づくりを進めてまいります。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　もう少しお伺いします。地域連携の高まりとともに、社会とのつながりや対話が重要になってくると思います。

地域に足を運び、考えを伝え、学んだことを表現することなど、一番身近な保護者の皆様と一緒に考えることはできないものでしょうか。いじめ問題に限らず、保護者の皆様や地域の皆様と子どもたちの成長を確かめることが、いじめ問題の解決につながると思いますが、お考えをお伺いします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。地域とのつながりや対話は、児童・生徒が社会の一員として考え、学び、表現する力を育む上で非常に重要であると考えております。そこで、地域行事や校外学習などを通じて、子どもたちが地域に足を運び、学んだことを発表したり考えを伝えたりする機会を設けるよう取組んでおります。

ここで生まれた関係やつながりを、いじめ問題などに生かすためには、たとえば、コミュニティスクールの協議会などで、地域での子どもの様子を議題にする

といった方法も考えられます。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　子どもは地域の宝と、このようにも教育長はよく言われます。しっかり取組んでいただきたいと思います。
　次の質問に参ります。次は、学習の基盤として教職員が、情報活用能力を育成すること、及びＩＣＴを子ども自身も活用する認識が高まっていると思います。チャットＧＰＴなどの生成ＡＩを用いた学習も始まっており、先生方は信頼できる情報源を選ぶ練習や情報収集と分析、まとめて発表する活動への指導をしなければなりません。
　１人１人に合った学び方の時代のように思うわけであります。教職員の負担軽減と教育の質の向上にどのように取組まれるのか、現状と課題をお伺いいたします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それでは教職員の負担軽減と教育の質の向上についてお答えをいたします。
　ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴ機器の措置により、教職員の負担軽減が実現している面が多くございます。学習プリントやテストは、従来は紙に印刷し、実施して回収、集計という作業に相当な時間がかかっていましたが、端末を活用すると、児童・生徒がデータを入力し、教師は画面上で直接処理をすることが可能となっております。
　成績処理や評価などで時間短縮を図ることができております。また、授業で使用する教材や資料についても、教科書にあるＱＲコード読み取れば、非常にわかりやすい動画やカラー資料を、各自の端末で確認できるなど、授業準備の軽減にも寄与しております。
　そのためには、教職員のスキル向上が必要となりますが、各校の中で教員同士が情報交換しながら使ってみることを繰返しております。また系統だった研修といたしましては、先ほどもお伝えした県教委の講座など、教職員個人のスキルアップは着実に進んでおります。
　今後もＩＣＴを効果的に活用し、教職員の負担軽減と、教育の質的向上の両立を図れるよう研究をしてまいります。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　次の表をお願いいたします。
この表は、独立行政法人労働政策研究機構が公表した教諭の1週間当たりの総在校等時間の分布を表しております。文部科学省では、依然として令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に一層実効性のある働き方改革の推進が不可欠としています。
教職の魅力向上に向けた職場環境づくりを急ぐともされておられます。また、この表がお示しするように、教職員の長時間労働が多い現状に変わりはないことも、読取ることができます。
それでは、補足の質問ですが、ご答弁では、ＧＩＧＡスクール構想によるＩＣＴ機器の措置によって、教職員の負担軽減がなされているとのことでありますが、1週間の総在校等時間の分布では、平成28年度と、令和4年度の時間数を比較した場合、この表にございますように、小学校では55時間未満、中学校では60時間未満の割合が非常に高くなっております。
ＩＣＴ機器への熟練が必要だったかもしれませんが、この先、部活動の地域移行も進むものと考えます。先生方のゆとりは生まれるのでしょうか、お伺いします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。
ＧＩＧＡスクール構想により、ＩＣＴ機器の整備が進んだことで、教材の共有や、資料作成、学習状況の把握など、日々の業務の効率化につながっている面はございます。一方でご指摘のように、ＩＣＴ活用の習熟や授業改善への取組みなど、新たに求められる業務もございます。
また在校時間の状況につきましては、国の調査でも、平成28年度と比較いたしまして、減少傾向にございますが、依然として多忙感が大きいという声もあるところでございます。
今後、部活動の地域展開が進むことは、教員の負担軽減に資する大きな取組みであると捉えておりますが、学校や地域の状況に応じて段階的に環境整備を進めていく必要があると考えております。
ＩＣＴの活用による授業づくり、校務の効率化、また部活動の地域展開、学校内の役割分担、この見直し、こういったことの働き方改革を進めておりますが、今後もこれらの取組みを重ねることで、教職員が児童・生徒と向き合うためのゆ

とりを確保できるよう、学校と連携して取組んでまいります。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　次の質問に入りたいと思いますけれど、先ほどのご答弁にありましたように、教職員の負担軽減、そして働き方改革、そして児童・生徒にはゆとりの確保と。では次の質問なんですけれど、５年後の令和12年、2030年度から次期学習指導要領が小学校から順次全面実施されます。本町の事前準備は決して早すぎることはないと思います。時間があるからこそできる準備があると考えますが、次期学習指導要領の基本的な考え方をどのように捉えているのか、お考えをお伺いします。
○学校教育課長（藤原康治）　議長。
○議長（髙橋公時）　学校教育課長。
○学校教育課長（藤原康治）　次期学習指導要領の基本的な考え方をどのように捉えているかについてお答えをいたします。
　現時点では「論点整理」の段階でありますが、次回の改訂では、子どもたちの多様性を認めた上で、「深い学び」を確かにするという方向性を持つ。こういった情報を得ております。具体的には、子どもの学びの質を高めること、教師は子どもに過度な負担が生じない、持続可能な教育のあり方を追求すること。そのための余裕につながる余白を生み出すことなどが挙げられております。これらの方向性を考えたとき、本町で重点的に取組むことは、まず人材育成と考えます。今後も、経験の浅い教職員の割合が大きくなっていく中、意図的、計画的な育成をする必要がございます。また、余白を生み出すためには、ビルドアンドスクラップによって、教育の質を高めることに集中できる体制を作ることも考えなければなりません。
　「誰一人取り残さない」というキーワードは今後も大切にし、「世羅で学んでよかった」と思ってもらえる学校教育をさらに充実させる取組みを進めてまいります。以上でございます。
○10番（藤井照憲）　議長。
○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。
○10番（藤井照憲）　ちょっと補足の質問でございます。小・中学校の学習発表会を見ますと、タブレット端末を活用した資料整理や、発表資料のまとめがされております。児童・生徒の多くが端末を自由に操れる姿に感心するのは私だけではないと思います。ＧＩＧＡスクール構想の「個別最適な学びと協働的な学びの

両立」がうまく機能しているように思います。

我々の紙かデジタルかという古い時代感覚から見ても、テクノロジーの進化がこれまでになく加速していく時代になってくると思います。さまざまな情報に対する活用力の強化が新しい基礎力になるのではないでしょうか。

必要な情報を見つけ出し、情報を正しく理解分析し、自分の考えとして表現発信する力を育てることが、必須の条件のように思います。また、子どもの発達段階に応じた時間や内容、学び方に余白が生まれるのではないでしょうか。画一的な教育から脱却し、その子らしい学びを実現し、自分に合ったスタイルで学べるよう、余白への理解と準備を進めてはいかがでしょうか。教育に余白をつくる施策へのお考えをお伺いします。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　お答えをいたします。教育における余白とは、教師にも児童・生徒にも必要な教育の質を高めるための時間的な余裕のことであり、その時間を確保することによって、児童・生徒がじっくり考えたり、対話をしたりする活動に取組むことが可能となります。

ＩＣＴの活用はこのような活動の時間を生み出す有効な手立ての一つであると考えております。この時間的な余裕を確保するため、教育委員会ではたとえば、校務支援システムと呼ばれる学校での事務処理を合理的に進めるためのソフトウェアの導入や、学習指導に注力できる学校運営を指導、支援する体制を整えているところでございます。以上でございます。

○10番（藤井照憲）　議長。

○議長（髙橋公時）　10番　藤井照憲議員。

○10番（藤井照憲）　私の思いをちょっと述べさせていただきます。教育に余白を設けることは先ほどのご答弁のように本質的な学力を育むために必要な時間だと思います。１人１台のタブレット端末を使いこなす中で、１人１人に合った学び方を柔軟に実現することが可能となると思います。普段の学び方や姿勢こそが、将来につながる気がいたします。点数だけでは計り知れない力を育てていただきたいと願ってやみません。

「子どもの未来にゆとりと創造の時間を」と題して、ＧＩＧＡスクール構想をもとに、不登校やいじめ問題、教職員への思いをお伺いいたしました。ＩＣＴ技術の進歩は、教育環境を大きく変えるものと思います。教育現場での対応はもとより、家庭においても学び方の変化などに慣れることや、育てていくことが今以

上に求められると思います。まずは、児童・生徒ファーストでご尽力いただきたいと要望し質問を終わります。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　今回藤井議員からご質問、ご確認をいただいたんですけども、その根底に流れるものは、先ほども言われたように児童・生徒ファースト、とにかく子どもの教育を頼むぞと、そういう思いだと受け止めました。それとともに、不登校のこと、いじめのこと、気がかりなことがございます。そして、次期学習指導要領のことも言っていただきましたけども、先を見て、それからＧＩＧＡスクール構想で使う端末のことも、より活用して子どもたちが本当に生き生きと力をつける教育を頼むぞと、そういうメッセージだと受け止めました。
　それとともに先ほど藤井議員おっしゃいましたように、私、教育長に対してリーダーシップをとって現場を見ろと。本当にその通りだと思います。それともう一つ先ほど現場の教職員は100％わかっているか、本当にそこも大切でございます。リーダーシップをとり、学校には学校長とした管理職がおりますけども、そして子どもに対する教職員が全ては一体となって、一貫した教育をするということが非常に大切だというのを私も今回改めて認識いたしました。今後もですね、先を見て、子ども一人ひとり、もちろん教職員も一人ひとりが大切にされ、より良い世羅の教育が進むように努力してまいります。
○議長（髙橋公時）　以上で、10番　藤井照憲議員の一般質問を終わります。

　次に　世羅町の防犯対策の強化を　６番　福永貴弘議員。
　福永議員より、物品の持ち込みについて、これを許可しております。
○６番（福永貴弘）　　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。
　質問の要旨、安心安全なまちづくりは、町民誰しもが願うことです。先月 11月 1 日には、「世羅町　安全と安心のまちづくり大会」が開催されました。町民が一体となった暴力団追放、防犯、交通安全を推し進め、意識の高揚を図る大会でした。
世羅郡防犯組合連合会の皆様、暴力追放世羅町民会議の皆様には、日頃より世羅町の防犯意識の向上に寄与いただきますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。
本大会の中でも、世羅高校の生徒によるＳＮＳ型投資ロマン詐欺の発表はドラマ

仕立てで、大変面白く、時代を反映したわかりやすい内容でした。また、先日12月１日からは、令和７年度年末交通事故防止県民総ぐるみ運動が 10 日までを期間にスタートしております。交通事故が最も多いのが 12 月とのことでした。皆様も事故を起こさないよう、巻き込まれないよう、改めてご注意ください。

今回は、安心安全なまちづくりの中で、防犯対策の強化を願って質問してまいります。１点目の質問です。町長は令和７年度施政方針において、交通安全、防犯の対策につきましては引き続き世羅郡交通安全協会、世羅郡防犯組合連合会及び世羅警察署等と連携するとともに、凶悪犯罪や特殊詐欺対策のため、防犯物品の購入を支援し、被害を起こさない取組みを進めてまいりますと述べられております。改めまして、世羅町の交通安全、防犯対策の現状をどのようにお考えか。また、今後の目標、将来像をお伺いいたします。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　福永議員の世羅町の防犯対策の強化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど質問の要旨の中にも触れていただきました。11 月１日、安全安心のまちづくり大会。これも例年続けさせてはいただいております。意識啓発、さまざまにですね、皆様のご協力によりまして世羅町が安全安心な町であるように、今後とも皆さんと連携をしっかりとりながら進めてまいりたいと思います。

実は私も昔、防犯組合の会長をしておりまして、その間にも警察と連携をとりながら、またさまざまな団体のお世話になり、また少年補導協助員等もですね、いろいろと一緒にやって頑張ってきたという、昔やっていたんですけれども、その中でも地域力を高めていこうということで、それぞれ地域において防犯対策、特に高齢者見守り活動等を含めて進めていただいておる本当感謝を申し上げたいと思います。

ご質問１点目でございます。防犯対策の現状の考えと今後の目標と将来像でございます。現在町におきましては、「防犯機能付き電話機の購入補助」と「防犯対策用品の購入費補助」を行っておるところでございます。令和７年 10 月末現在で、防犯機能付き電話機購入補助の利用者が 18 名、令和６年度の実績としては 49 名ございました。防犯対策用品の購入費補助の利用者は、現在 82 名の方が申請をされております。

犯罪は地域性に限らず、どこでどのような手口の犯罪が発生するかわかりません。引き続きこれら補助事業を軸としつつ、各サロン等の場所において、特殊詐

欺、ＳＮＳ型投資詐欺や警察官なりすまし詐欺等の現状を住民の方へ発信し、「自分も犯罪被害者になるかもしれない」つまり、「他人ごとではなく自分も」と思っていただけるよう努めてまいりますとともに、世羅町は「安心安全なまち」であるよう関係各所と連携をしてまいります。以上でございます。

○６番（福永貴弘）　６番。

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　先ほど町長のご答弁の他人ごとではなく自分もといった意識を持つことは、もう私もその通りだと思います。大都市と比較して犯罪の少ない地域で暮らしておりますと、私も含めてですが、犯罪被害が他人ごとのように感じられてしまい、ついつい防犯対策がおろそかになりがちです。

それではまず、世羅町が置かれている犯罪の現状認識を共有させていただきたいと考えます。既にご存知な内容も多々含まれると思われますが、現状認識ということでお付き合いください。まず資料 01 をお願いします。すみません。大変数字等、細かくて見にくい部分多々あると思うんですが、棒グラフの雰囲気をご確認いただければと思います。

このグラフは、戦後から 2023 年までの全国の刑法犯認知件数を年ごとに棒グラフにしたものです。刑法犯認知件数とは、簡単に申しますと、警察が犯罪の発生を把握した件数のことです。棒グラフの中、オレンジ色の部分は窃盗の件数、青い部分がそれ以外の刑法犯となります。犯罪の多くが窃盗犯であることがグラフからおわかりいただけるかと思います。認知件数が最も多いのが、平成 14 年、2002 年の 285 万件となります。2002 年が戦後最多となった要因をいくつか挙げますと、１．自転車等万引きなど軽微違反の大量増加。２．バブル崩壊後の長期不況、失われた 10 年と言われた不況と社会不安の増大です。３．監視体制がまだ弱く捕まりにくい環境でありました。これは 2002 年初頭は防犯カメラの普及率が現在より圧倒的に低く、駅や商店街でも限定的でした。また車のセキュリティも現在より脆弱で、オートバイ、車両盗難が大変多かったとのことです。４番目、少年人口が多く、少年犯罪が多い時期だったということです。2000 年前後は団塊ジュニア世代が 20 歳前後で、若年人口が多く、非行件数も高止まりしておりました。以上の要因から、重大犯罪が急増したわけではなく、窃盗を中心とした軽微犯罪の大量増加の影響が大きかったとのことです。

ちなみに殺人事件が最も多かったのが、昭和 29 年、1954 年の 3081 件です。これは第二次世界大戦後の社会的な混乱や経済状況などが影響していると考えられますと。令和６年、昨年ですね、殺人事件は 970 件でした。ワイドショーなど

を見ておりますと殺人事件のような凶悪犯罪が多発しているような印象になりますが、実際はかなり減少しているのが事実です。

またグラフをご覧いただきますと 2002 年をピークに、刑法犯認知件数が、その後 2021 年まで連続で減少しています。その背景には警察、社会、技術の複合的な改善がありました。こちらのまた要因のほう、まず一つ目、防犯カメラ、ドライブレコーダーの急速な普及。2000 年代後半から商店街、駅、住宅街に防犯カメラが大量導入され、防犯抑止効果が強く働くようになりました。防犯カメラ、ドライブレコーダーの普及により、ひったくり、交通がらみ犯罪、侵入盗などの検挙数が上昇、やれば映るの時代になり、犯罪が行いにくくなりました。２番目がセキュリティ技術の強化になり、車両盗難、侵入盗難が激減しました。３番目、少年人口の減少と少年非行の大幅低下。日本は急速な少子化が進行し、犯罪を犯しやすい年齢層、10 から 20 代が激減しております。４番目、地域防犯活動の広がり。2003 年後半から全国で自主防犯パトロール、見守りボランティアが急増しました。警察と地域が連携し、犯罪が起きにくい地域環境づくりが進みました。５番目、警察による重点対策としてひったくり対策、自転車対策、軽微犯などの対策が行われました。６番目、通報される軽微犯の減少と犯罪の見える化、こちらはＳＮＳの普及、情報共有の高速化により、不審者情報が広まりやすくなり、未然防止が進んだ結果です。これら複数要因が重なった結果、犯罪が激減しております。

しかしもう一つご注目いただきたい点があります。20 年近く減少した刑法犯認知件数ですが、2002 年から増加に転じています。2020 年から 2021 年はコロナ禍で外出自粛、店舗休業、夜間活動減少などあり、犯罪機会が大きく減っていました。

2022 年以降はその活動が正常化し、人流増加、店舗・観光地の再開、夜間の人出回復。イコール盗難犯や暴行、傷害、トラブル型犯罪が増加という反動増が起きています。また、特殊詐欺、ＳＮＳ起点の犯罪参加が増加していると分析されています。2022 年以降の急速な物価高、インフレが影響し、万引きや盗難の増加も指摘されております。

それでは資料２番をお願いします。こちらは広島県の刑法犯認知件数となります。

グラフは先ほどと同様、警察が犯罪の発生を把握した件数を年ごとに棒グラフにしています。2002 年、全国と同じく広島県でも犯罪が多発していました。5 万 9330 件です。

次が 2006 年のグラフとなります。申し訳ございませんが、2003 年から 2005 年の件数を出典から発見することができませんでした。2006 年から 2021 年まで、こちらも全国同様、広島県でも犯罪が減少していきます。最も少ない 2021 年 1 万 1081 件となり、最も多い 2002 年と比較して５分の１まで減少しています。しかし残念ながら、コロナ収束後からやはり増加傾向にあります。広島県を全国と比較した場合、刑法犯認知件数は広島県は 12 位と残念ながら犯罪が多い地域となります。最も多い東京が１年で 7 万 8475 件ありました。全国から広島県と見ていただきまして次に世羅町の状況をご説明します。資料３をお願いします。

○議長（髙橋公時）　資料３はないそうですが。

○６番（福永貴弘）　提出できてませんでしたかね。

○議長（髙橋公時）　資料は２までしか。

○６番（福永貴弘）　はい、かしこまりました。ちょっとすみません、口頭のほうで説明させていただきます。

○議長（髙橋公時）　あるものとして。

○６番（福永貴弘）　わかりました。すみません、手違いがありまして、ご迷惑をおかけいたしますが、資料３として提出したつもりであったものですが、こちらはですね、広島県の市町村の市町村別の治安ランキングとなります。

2019 年から 2024 年の刑法犯認知件数、市町村別を合計しまして、平均値を出してみました。平均値の少ない順から順位を出した場合ですね、１位は大崎上島町で平均 14.5 件で、その後４位が世羅町となり平均値が 47.2 件となりました。世羅町の６年間の平均の刑法犯認知件数は、47.2 件、23 市町中４位で、比較的犯罪が少ない町として良い結果が出ましたが、しかしこの 47.2 件、これを人口を犯罪件数で割ると出てきます犯罪遭遇率というのがございます。６年間平均、これを計算しますと、世羅町は６年間平均で言いますと 302 人に１件となります。

犯罪遭遇率とは、住民１人が犯罪に遭う確率です。この人数が多ければそれだけ犯罪に合わない数値となります。犯罪件数自体の６年間の平均では、県内４位でございましたが、犯罪遭遇率で見た場合、世羅町はこれ 12 位と大きく後退してしまいます。人口割合に対して犯罪が多いことが伺えます。大変残念な結果が出ました。

ここまで数字で世羅町の現状を確認してきましたが、ご存知の通り１件の犯罪に必ず被害者が存在するわけです。その１件の犯罪が、大切な町民の生命・財産を奪うこともあります。

２点目の質問です。2025 年６月に広島県庄原市東城町の住宅で１人暮らしの

84歳の女性が殺害されているのが発見された痛ましい事件がありました。この事件は殺人事件と断定されまして、広島県警が捜査本部を設置して捜査を続けておられますが、今現在、犯人は特定されておりません。同じ中山間地域で発生した凶悪犯罪、世羅町の住民の方からも不安の声を聞いております。

先ほど説明しました世羅町の令和元年から６年の犯罪件数の年平均 47 件でした。大変申し訳ございません。こちらの一般質問通告書 46 件と報告しましたが誤っております。改めて計算した結果 47.2 件となっております。ご訂正のほうよろしくお願いいたします。世羅町内で発生した刑法犯の種類とどのような犯罪が多いのか、お伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは２点目でございます。世羅町内で発生をした刑法犯の種類、どのような犯罪が多いのかのご質問にお答えをさせていただきます。

令和７年 10 月末現在での数値となりますが、刑法犯認知件数の総数が 52 件となっており、侵入窃盗事案を初めとした窃盗が 18 件となっております。こちらにつきましては、この春先にですね、かなり町内を賑わせました連続窃盗犯が多発した件で、昨年同時期より若干増加をしております。なお、同時期の県全体の刑法犯認知件総数につきましては１万 2270 件となっている状況でございます。以上でございます。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　そうですね、残念ながらもう昨年の１年間 34 件を現時点でもう超えてしまっているというのは大変残念な結果となっております。

窃盗が 18 件とのことですが、その他 34 件はどのような刑法犯か可能な範囲でお願いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。すみません。ちょっと詳細なものは持ち合わせてないんですが、侵入窃盗が先ほど申し上げた 18 件、あと侵入窃盗以外のですね、住居侵入等が５件、器物損壊等が５件といったような形になっております。その他につきましてはちょっと資料のほうには書いてございませんので、把握しておりません。申し訳ございません。

○６番（福永貴弘）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　わかりました。次に直近で起きた不法投棄についてお話させていただきます。11 月 15 日の中国新聞にも掲載され、町民の多くの方が知っておられると思いますが、今年 10 月から 11 月にかけて世羅町小国の岩屋谷振興区内において、個人所有の土地に大量のごみが不法投棄されました。私も現地を確認しましたが、電化製品や生活用品、木材にコンクリートブロックなど山積みになっており、その量はトラック５台分ほどあるのではないかと伺っております。あまりの卑怯な行為に憤りを感じました。

11 月 16 日日曜日には岩屋谷振興区から協力の依頼のもと、小国地区公衆衛生推進協議会が中心となり、住民総出で撤去作業を行いました。役場職員の方にも数名お手伝いいただきました。総勢 40 名ほど参加いただき、住民の総力を持って撤去することができました。しかし、その現場から 100ｍほど移動した先に、新たなごみの不法投棄も発見されております。

３点目の質問です。世羅町が把握する不法投棄の直近の年間発生件数を伺います。
○町民課長（道添　毅）　議長。
○議長（髙橋公時）　町民課長。
○町民課長（道添　毅）　３点目の不法投棄の直近の年間発生件数のご質問にお答えいたします。発生件数として把握はいたしておりませんが、町民課に不法投棄の相談として連絡のありました件数につきましては、直近で申し上げますと、令和６年度は１件、令和７年度は 11 月末時点で７件となっております。以上です。
○６番（福永貴弘）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　令和６年度１件、７年度現時点で７件と。こちらの事案、大変危惧されるような状況がこちらも増加傾向ということで大変残念です。

それでは４点目の質問です。突然自分の所有地にごみが不法投棄されたら誰しも困惑することでしょう。不法投棄を発見した際、住民はどのように対処するべきでしょうか、伺います。
○町民課長（道添　毅）　議長。
○議長（髙橋公時）　町民課長。
○町民課長（道添　毅）　４点目の不法投棄を発見した際、住民はどのように対

処するべきかのご質問にお答えをいたします。不法投棄は重大な犯罪でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきまして、みだりに廃棄物を捨ててはならないと定められておりまして、違反した場合は５年以下の拘禁刑、もしくは 1000 万円以下の罰金など厳しい罰則の対象となります。したがいまして不法投棄、あるいは不法投棄行為を発見された場合は、速やかに警察へ通報していただきますようお願いしているところでございます。以上です。
○６番（福永貴弘）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　まずは 110 番ということですね。承知いたしました。
　５点目の質問です。それではそもそも不法投棄させないための対処方法などあれば、お伺いいたします。
○町民課長（道添　毅）　議長。
○議長（髙橋公時）　町民課長。
○町民課長（道添　毅）　５点目の、そもそも不法投棄をさせないための対処方法などのご質問にお答えをいたします。
　土地の所有者または管理者の方は不法投棄されないよう、草刈りや枝払いなどにより見通しを良くし、清潔にしておくことや囲い等を設置し、容易に侵入できないようにすることなど、適切な管理を心がけていただくことが不法投棄をさせないためには大変重要でございます。
　町では、ゴミを捨てられにくい環境づくりを支援するため、不法投棄防止看板を貸与しておりますので、日ごろからの管理と併せてご活用いただければと存じます。以上です。
○６番（福永貴弘）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　先ほどのご答弁の中で、不法投棄防止看板を貸与とありましたが、もう少し詳しく受付窓口や貸与期間、条件、注意点などあればご紹介ください。
○町民課長（道添　毅）　議長。
○議長（髙橋公時）　町民課長。
○町民課長（道添　毅）　不法投棄防止看板はですね、町民課環境整備係のほうが管理をしておりますので、そうした不法投棄等の事案があった場合には、まずは警察へ通報していただいた後にですね、その後の対策としてそういったものを希望される場合は環境整備係へご連絡いただければ必要な枚数等をお聞きする

中で、現地の状況を確認して、そうした必要な枚数を貸与させていただきます。そこには不法投棄は犯罪ですということで世羅町、それから世羅警察署連名で、割と大きな看板になっておりますので、抑止効果というものが期待できるというふうに考えております。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　看板は大変有効な手段となると思われます。町民の皆様も是非有効活用していただきたいと思います。

６点目の質問です。世羅町の防犯に関わる補助金制度をご紹介ください。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは、６点目の世羅町の防犯に関わる補助金制度についてお答えをさせていただきます。

町では令和５年度から、防犯機能付き電話機の購入補助、また令和７年度からは防犯対策用品購入費補助を行っております。防犯機能付き電話機は、相手方に対して電話内容を録音していると警告アナウンスが流れたり、着信番号から自動判定し、迷惑電話の可能性を知らせる機能等を備えた電話機でございます。

防犯対策用品は、防犯カメラを始め、インターホンやセンサーライト等、防犯対策に有効な物品を購入した場合の補助事業となります。防犯機能付き電話機の購入補助は、購入費の半額で上限１万 2000 円の補助、マイナンバーを有しておられない方は１万円の補助となります。防犯対策補助金につきましては、購入費の半額で上限１万円の補助とさせていただいております。以上でございます。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　町長の最初のご答弁で防犯対策用品の購入費補助の利用者が 82 名現在ということをおっしゃられておられましたが、こちらもしかしますと

すみません、82 名ということでありましたが、今、この補助の存在を知った方もいるかもしれません。こちら補助額全体で 200 万円であったと思いますが、まだ余裕があると思いますが、この状況はいかがなものか、ご説明のほうお願いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。冒頭、町長の答弁の中にですね、議員ご指摘の通り 82 件ということでご答弁をされましたが、現状、直近の数字で申し上げますと 87 件の方がこの防犯用品の購入補助金を利用していただいております。

基本的にですね、この防犯用品につきましては高額な商品となりますので、ほぼほぼ皆様上限１万円の補助を利用されておられます。今議員ご指摘いただきましたように、今知られた方もいらっしゃるかもしれませんし、今後もですね、こういった補助金の周知については引き続き行ってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、防犯機能付き電話機の購入補助につきましては、令和５年度から３年の時限式の補助金となってございますので、今年度が最後となります。電話機の補助につきましても、ご利用を検討されている方につきましても引き続き今年度末までとなっておりますので、ご利用をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　ご説明いただきました２件の補助につきましては町民の皆様、有効活用を是非していただきたいと思います。

ここまでグラフや表、世羅町の置かれている安心安全の現状を確認していただき、町の防犯に対する考えや、また補助のあり方をお伺いいたしました。

先ほどグラフで、2002 年から 2021 年までの急激な刑法犯の減少について説明しましたが、私はやはり一番の減少理由は防犯カメラ、ドライブレコーダーの急速な普及、ここにあると考えます。この点、皆さんもご納得いただけるのではないかと思います。

７点目の質問です。不法投棄のあった岩屋谷振興区では、今後の不安から被害現場周辺に防犯カメラを設置すると伺いました。また、ある振興区では今年度、補助金を一部活用して、（削除）防犯カメラを（削除）購入して防犯対策を行っていると伺いました。世羅町の住民の不安は確実に高まっております。また、先にご紹介しました庄原の殺人事件においても、当初、現場周辺には防犯カメラが少なく、捜査の長期化の一因となったとの分析があります。事件後、住民の要望や市内の団体からの寄付を受けて現場となった粟田地区に防犯カメラが新設されております。

以上のことからも、犯罪の有効的な対策として防犯カメラへの期待が高まって

おります。そこで質問いたします。防犯カメラの必要性を世羅町はどのようにお考えかお伺いいたします。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは、７点目でございます。防犯カメラの必要性を町はどのように考えるのかのご質問にお答えをさせていただきます。
　防犯カメラの設置につきましては議員ご指摘いただきました通り、先ほどの質問の中にもございましたが不法投棄の抑止、また犯罪の未然防止、さらには事件発生時の迅速な状況把握に効果があるものと認識をしております。
　ご指摘のありました他市におけます重大事件の事例におきましても、現場周辺のカメラの少なさが、捜査の進捗に影響を与えているというふうに伺っております。
本町におきましても、個人や地域団体で設置される防犯カメラはあくまで地域の見守り活動や自主防犯活動として活用されることで、より高い効果を発揮するものと捉えております。以上でございます。
○６番（福永貴弘）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。
○６番（福永貴弘）　課長のご答弁の通りだと私も考えております。一例ですが愛知県刈谷市では防犯カメラ設置後に刑法犯認知件数が 46.4％減少したというデータもあります。これはカメラの存在が、犯罪計画を思いとどまらせる心理的効果によると考えます。
　８点目の質問です。世羅町設置の防犯カメラについて質問します。世羅町が設置する防犯カメラの台数と、現在、一般普及の防犯カメラの性能と比較して十分な性能を有しているのか、防犯カメラの有用性、警察協力等の状況をセキュリティ上、お答えできる範囲で結構ですのでお願いいたします。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは８点目世羅町設置の防犯カメラの性能と有用性についてお答えをさせていただきます。
　現在、町が管理をしておりますカメラにつきましては 13 基ございまして、年に２回、専門の業者による保守点検を行い、確実な動作の保持に努めているところでございます。有用性といたしましては、犯罪捜査や不明人の捜索などにカメラ映像を提供する場合がございます。

なお、映像は厳格に管理をされており、刑事訴訟法等の法令を根拠とする防犯カメラ映像の提供要請により提供をするものでございます。

なお、解像度につきましては非公表とさせていただいているところでございます。以上でございます。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　犯罪捜査や不明人捜索などに活用されているとのこと、大変心強いです。ただし世羅町全体で 13 基では世羅町全域をカバーするには心細いのではないかと心配いたします。

犯罪件数が比較的少ない中山間地域は防犯意識が低くなると言わざるを得ません。戸締りせずに外出することもしょっちゅうです。個人で防犯カメラを設置しようとされる方も少ないのではないでしょうか。しかし確実にこの世羅町でも犯罪が行われており、対策を行う必要があります。

９点目の質問です。新聞やテレビニュースなどでは、ほぼ毎日のように犯罪に関する報道の際、防犯カメラ映像の活躍や警察の防犯カメラによるリレー捜査が取り上げられ、早期解決に役立っています。リレー捜査とは、犯罪が起きた後、地域周辺の防犯カメラを１件１件確認をすることで、犯人の行動を把握していく。こちらをリレー捜査と申し上げます。しかし世羅町では、街中地域を抜けますと、家屋が点在する環境です。防犯カメラの台数が少なく、警察のリレー捜査ができにくい状況です。だからこそ、公共的な防犯カメラを増やしてカバーする必要があると考えます。

町内会、自治会、振興区、各種組合、商店街など一定のグループに対して、防犯カメラ設置に関する補助を行うことで、防犯カメラの台数を増やし、安心安全を高めたいと考えます。個人で防犯カメラを設置するにはさまざまなハードルがあります。購入の際のイニシャルコストと、利用を継続する際のランニングコストを考えますと二の足を踏みます。それが地域での購入運用となれば、皆様の応分の負担でカバーすることができます。また今の防犯カメラは、ＩＴ技術を使用しておりますので、高齢の方にはいささかハードルが高いものとなりますが、地域グループには対応可能な方も存在するでしょう。また地域防犯カメラは、道路や公園等の公共空間を撮影対象としてもらいます。カメラの設置場所は、その地域にお住まいの方の知見が大いに活かされることになります。効果的な運用が期待できます。個人情報の取扱いや動画保存期間、自己責任等のルールを設定し、グループで管理運用していただくことで、町の負担も軽減することができつつ、

町の防犯機能の向上が図れます。

同様の補助制度を導入している広島県の市町には広島市、竹原市、東広島市、廿日市市がありました。補助率は対象経費の４分の３以内、１か所設置につき 30 から 40 万円を限度としておりました。補助台数は年間３から５台程度の様子です。防犯カメラの性能の向上と価格の低下を考慮すれば、補助額をもっと下げても設定することも可能かと考えます。世羅町の安心安全抑止、抑止力向上のためにも、地域防犯カメラ設置補助制度をご検討いただけないでしょうか。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは９点目のご質問でございます。世羅町の安全安心、抑止力向上のための地域防犯カメラ設置補助制度の創設についてお答えをさせていただきます。

防犯カメラ映像は、客観的な資料として重宝され、捜査機関が犯罪捜査を行う上で極めて重要な資料であると認識をしております。その一方で、スマートフォン等を使って、容易に他人の容姿等を撮影し、これが各種ＳＮＳにより簡単に発信できる社会となり、映像データの管理や使い方のルールが希薄であると感じているところでございます。

現在町では、住民を対象とした防犯カメラ等の購入補助事業を行っておりますが、防犯カメラを設置する場合において要綱上、撮影データを適正に管理し、警察、行政、その他職務上必要な機関以外に、そのデータ閲覧及び提供しないことと定めさせていただいており、申請者にはデータの管理を徹底していただくようお願いをしているところでございます。

議員ご指摘の通り、防犯カメラは治安を維持する上で、極めて重要なツールであることは承知をいたしておりますが、地域に対して防犯カメラを設置するということになれば、これらデータの管理を誰が行うのか。他にもプライバシーの問題や保守点検にかかる費用、設置する場所の問題等、地域の責任でこれらの対応を行うには多くの課題があるというふうに考えているものでございます。以上でございます。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　個人情報の保護の重要性は十分理解できます。ご答弁の通り、映像データの管理や保護は細心の注意が必要であります。だからこそ、世羅町が管理や責任を負う必要がないのが、私が提案いたします地域防犯カメラ設置

補助制度です。防犯カメラ設置には、今ご指摘いただきましたような、一定のリスクが必ず伴います。このリスクを行政の責任にしていては、前に進むことができません。町としてはガイドラインの作成や、リスクの通知、自己責任を確認する誓約書などを行うことで、責任はあくまでも防犯カメラ設置を希望するグループに委ね、世羅町は機器購入時のリスクの軽減を担うことで、町内の防犯カメラ設置台数を増やすことができます。

たとえば３年間の設置を義務化するなどすれば、年間５台設置できた場合、３年で 15 台の運用が可能となります。この 15 台が、国道、県道、町道、公園、駐車場などを監視することで、今以上の安心安全を手に入れることができると考えます。この点、検討には値しないでしょうか、再度お伺いいたします。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをいたします。議員ご指摘のことにつきましては、確かにこの防犯カメラの設置について、かなり有益な情報源であるというふうに認識をしております。先ほど申し上げました現在補助事業として提供しております防犯カメラ等の購入補助につきましても、これはきちっとした制約の中で管理をしていただき、閲覧等への提供も警察、行政、その他において、お願いがあった場合にはしていただくというような形をとらせていただいております。それが地域になるだけということになれば、逆に今度地域に重く責任がのしかかるのかなというふうにも考えるところでございますが、こちらにつきましては、需要等も考えながらですね、検討はしていければと思いますが、ただこれをやっていくというお約束はできません。ただ、どういった形でこの防犯カメラ等の購入をされた場合についてですね、先ほど議員がおっしゃったような制約、そういったものをしっかりとその地域が定めていただいて管理をし、他人のプライバシーのこともございますので、そういったところもしっかりと管理運用ができるということであればですね、こちらもそういったところをしっかりと考慮して実施をしていけるのではないかというふうに考えております。どちらにいたしましても、この防犯カメラが有益であるということについては、町としても認識をいたしております。以上です。

○６番（福永貴弘）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　６番　福永貴弘議員。

○６番（福永貴弘）　是非前向きにお考えいただければと思います。町民の生命・財産を守る大切な問題について今回質問させていただきました。犯罪者に世羅町

では犯罪が難しい印象を与えることができれば、必ず犯罪件数は減少します。住みよい町には人が集まります。防犯意識の醸成とともに、率先して防犯対策を行っていただけますことを信じて、質問を終わらせていただきます。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　福永議員からですね、いろいろと防犯に関するご指摘並びにご指導いただきました。

防犯カメラの有用性については私も認識しております。当初警察からの依頼があってですね、そういった防犯カメラ設置について、初めて行きました。かなり高額な予算がいったということで、いっぺんに作れなかったということがありまして 13 台まで増やしてきたという状況です。これについては犯罪抑止の部分というよりも、警察等が率先して犯罪が起きた場合の車の移動等しっかり把握するためのものでした。今、福永議員から言われたのは、それぞれ各地域において犯罪抑止を進めていこうという一つの流れを作ろうという意味合いがあろうと思いますし、世羅町はこれまでですね、交通網がかなり良くなってきて、犯罪も発生する件数また事故も発生する確率も高くなっていると警察からも言われます。そうなるがゆえにですね、やはり町としてもしっかりそういった防犯意識を高めるために、いろんな施策が必要だと思ってます。

過去、私も防犯のほうをやっていたと言いましたけれども、コンビニ等がある商店街等を有している市においては、そういった契約制度を設けておられまして、町の犯罪を抑止するために防犯カメラを民間において設置していただこうということで始めていらっしゃったとこありました。これは町が補助、市町が補助ということではなかったんですけれども、今回他の市において、そういった補助もなされているということで、いろんな抑止策を考えておられるんだと思います。確かに山の中に設置するといっても難しい部分もあるんですけれども、あと電源と管理、データ管理等あります。地域においてそういう機運が高めていただけますように、今回の質問を通じて、また総務課とも検討しながら、犯罪が起きないまちづくりに努めていくよう頑張って参りたいと思います。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　以上で、６番　福永貴弘議員の一般質問を終わります。ここで休憩といたします。再開は 10 時 50 分といたします。

休　憩　１０時４０分

再　開　１０時５０分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に　クマ出没に対する町の備えと対応体制は　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　議長。

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　それでは、議長より発言の許可をいただきました。通告に基づき、しっかり質問いたします。全国的にクマの出没が相次ぎ、人身被害や農作物被害も発生しています。広島県でも令和７年４月から９月末まで目撃件数が293件に上り、住民から不安の声が上がっています。こうした状況を受け、国でも対策強化が進められており、警察庁は11月６日に国家公安委員会規則を改正し、警察官がライフル銃でクマの駆除に対応できるようになりました。また政府としても、関係閣僚会議を開き、追加的、緊急的な対策の強化を指示しています。町としても、出没時のマニュアルや初動体制など備えが十分なのか、町長に次の点を伺います。

１．クマ出没時の出動判断と情報共有体制について。本町では、県のクマレンジャー制度のもと、世羅町鳥獣被害対策実施隊員銃班の５名の皆さんが出没時の追い払い等に従事されています。これまでにも出動要請があったと伺っています。まず、通報を受けた際に町としてどのように情報を把握し、初動対応へと移っているのか。レンジャーへ連絡までの流れは現状で、遅れや抜けのない体制と言えるのか。過去の体制不備を踏まえ、私は管理体制の徹底見直しを提言してきました。だからこそ、被害が起きる前に整え切ることが重要です。幸い、これまで深刻な被害は出ていません。しかし、今のうちに備えられるかどうかが、住民の命を守れるかを左右します。住民の不安が高まる中、初動体制や情報共有について、現状をどの程度整っていると判断されているのか。町長ご自身の危機意識を伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　矢山議員のクマ出没に対する町の備えと対応体制についてのご質問にお答えさせていただきます。

連日ニュースでやっておりますけれども、雪が降った東北においても、現状まだ冬眠せずにですね、クマの出没があると。またたくさんの方が怪我をされておりますし、亡くなった方もいらっしゃいます。世羅町においてクマの対応の部分

でございます。まず通報を受けた際には、クマの目撃情報を聞き取り、調査票により情報収集を行います。目撃情報をもとに、大型獣等、ツキノワグマ出没時の緊急連絡体制図により対応してございます。以前はクマかどうかわからないというところで無線のほうもですね、ちょっと少したじろいだところもあったんですけれども、現状では見かけたというところで他の議員からも指摘をいただきました。すぐに放送させていただくようにしているところでございます。

具体的には世羅警察署に情報提供する中で、目撃場所により、学校等関係機関、団体へまず連絡をいたします。また、目撃された時間、通報を受けた時間等により、防災行政無線で周知、クマレンジャーへ出動要請をしているところでございます。以前にはクマもですね。ワナにかかったというところで、県に相談しますと、近くの山に帰せというふうな、そういう対応があったということで、ちょっとびっくりもしたんですけれども、クマのこの問題、全国的に人の命に関わる問題でございます。迅速な対応が求められていると考えておりますので、町としてもしっかりですね、そういう点を留意して今後とも進めていきたいと考えております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次に、出動要請の判断基準を町としてどのように定めているのでしょうか。県の基準、過去の事例、危険度の判断など、実務の観点から具体的にお示しください。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　次に、クマが出たときの出動要請の判断基準についてお答えをいたします。出動要請の判断基準としましては、町で定めたものは特にございませんが、県が定めたクマレンジャー事業実施要領に基づいて対応をいたしております。過去の事例としまして昨年ですが、１件の出動報告を受けております。このときは２頭のクマらしきものであったんですが、獣が目撃されておりまして、世羅警察署の方とともに現地調査を行っております。

このときお願いをしましたのは２頭の複数のクマ、またですね、人家近くの畑にいるという情報が入りました。先ほどの答弁にもありましたようにそういった通報を受けた時間等によりまして判断をするんでございますが、通報を受けた時間がですね、近々だったものでありますのでまだそこにいるんじゃないかということで

クマレンジャーのほうへ要請をしておるということでございます。いずれにしましても広島県や警察署と連携いたしまして、関係団体とこれはですね、場所にもよりますが関係団体、学校とか、そういったところもありますが、そういったところへ連絡するという対応をとっております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　再質問します。まず初動体制と情報共有についてです。答弁では、手順の説明にとどまり、私が伺ったその体制が遅れや抜けを生じさせない仕組みになっているのかという点には十分答えていただけていません。過去に反省すべき事案もあった中、現行体制を町としてどの程度整っていると判断されているのか。危機意識を含めて伺います。

次に、出動要請と判断基準です。町は独自基準を設けていないとのことでした。伺っているのは、県要領のどの条件に該当した場合、町として出動要請しているのかという運用上の具体的な基準です。

続けて２点、近年クマの目撃通報件数、先ほども人家近くの畑にあったということを言われておりましたが、通報件数ですね、現状を答えられる範囲でいいのでお示しください。そして、本町が使用しているわなが、クマの力に耐えうる構造になっているのか、耐久性、安全性、また現場の負担軽減の観点から、町の認識を伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　クマレンジャーに対します具体的な出動要請につきましては、先ほど申し上げましたように県の実施要領によりまして行っておりますが、その実施要領によりますと、クマの出没の対応としましては、人身被害が生じる可能性の高い里山にツキノワグマの定着化を防止するため、市町からの要請に基づく、広島県からの指示に基づき出動させるとなっており、具体的な表現はされておりません。

またこのクマレンジャーの出動は、クマの殺処分等を目的したものではありません。追い払い、それから定着、定住をさせないための施策、それからパトロール、こういったものが主のものになっております。先ほど言いました過去に出動した場合の件数というのですが、昨年ですが引続き言いますが、複数のクマが人家近くの畑で見つけられた。また早い段階での情報提供であったということで、これは町の判断で、クマレンジャーの出動を要請をお願いしております。危機管

理としましては先ほど言いましたが、特に判断基準等の基準書というのをまだ作成はしておりません。ただ、こういった情報、クマに限らずでございますが、こういった情報は常にまず世羅警察署と情報共有をしております。警察と共有しまして警察のほうも、またうちのほうもでございますが、情報が入り次第現地の確認をまずいたします。時間によりましてはすぐクマレンジャーにお願いするなりを考えておりますが、いずれにしましてもこれは迅速な対応が必要であると考えております。

近年のクマの目撃情報でございます。これがちょっとデータが令和２年度以降のものしかうちのほうで今確認ができておりませんが、令和２年度以降、毎年のように数件の目撃情報が寄せられております。

年平均としましては、４件から５件、平均で目撃をされておるようでございます。しかしながら、これが完全に確実にクマであるという情報かどうかというのがちょっと非常にわからないところでございますが、クマらしきものを見つけたという情報が、こういったものになっておりまして、令和７年度につきましては、11月末時点で、現在４件の目撃情報が寄せられております。

しかしながら、目撃情報がすぐあればよろしいんですが、ちょっと私が聞いているところによりますと３日前であったとか、１か月前であったとかという情報も寄せられておると、お聞きをしている状態であります。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　すみません、わなのほうはどうでしょうか。

○産業振興課長（住田谷　保）　失礼いたしました。わなにつきましては、くくりわなにつきましては、現在イノシシなりシカ用のくくりわなしかありません。これはですね、ワイヤーが太さが４ミリ、大きいものですと５ミリでございますが、これにかかると、これクマであったら切って反撃をしてくるんじゃないかと思っております。よりまして来年度以降でございますが、クマ用の箱わなのほうを、県なり国の補助を使いまして購入を考えておるところでございます。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　出没時には、先ほど言われたように箱わなもそうですが、機材に加えて即応できる体制が問われます。そこで引き続き次に、対応マニュアルや初動体制はどうなっているのか伺います。たとえば、クマが自宅の敷地に入っ

てきた。クマに間違いないんだと。通報が町に入った場合、まさにその瞬間から迅速な判断と対応が求められます。警察、クマレンジャー、教育委員会など関係機関との具体的な連携手順、そして必要に応じた対策チームの立ち上げなど、万全の体制づくりが図られているのか、町の現状を伺います。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　それでは対応マニュアルや初動体制についてお答えをいたします。先ほど町長答弁にもございましたように大型獣、ツキノワグマ等でございますが、この出没時の緊急連絡体制図によりまして対応をしておるところでございます。目撃情報があった場合、直ちに常にですが、世羅警察署へ情報をまず共有をいたします。先ほど言いましたように、場所、また時間等によりまして、そういった情報内容によりまして関係機関団体へ連絡をいたします。初動としてはこういったことでございます。その後の対策チームの立ち上げについては、その状況によりまして対応をしてまいります。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番(矢山　靖)　再質問します。まず、対応マニュアルや初動体制についてですが、先ほどの答弁では、連絡体制図に基づく対応という、一般的な説明にとどまり私が伺った緊急時に具体的に誰が何を判断し、どの順番で動くのかという点には十分答えていただけていません。自宅敷地への侵入など、即応が求められるケースで、遅れや抜けを防ぐ仕組みがどの程度整っているのか、改めて答えられる範囲で説明を求めます。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　先ほど申しましたように現在対応マニュアルというものは作成をいたしておりません。対応マニュアルにつきましては広島県のほうが今後作成し、各市町へ提示をされるとお聞きをしております。しかしながら、議員おっしゃいますように、もしかしたら明日、クマが民家へ侵入なり、立てこもると。空き家とかが多いと思いますが、そういったところに降りるという情報が入った場合でございますが、こういった場合につきましてはまず世羅警察署へ連絡をいたします。
　もうそこにクマがいるという状況でありますと、広島県とも協議しまして、そういった対策チームの立ち上げ、またクマレンジャーの要請ですね、こういった

こともしないといけないと思っております。いずれにしましてもそういったことにつきましては迅速な対応をしたいと思いますが、具体的にはまず警察、それから広島県のほうの指示を仰ごうと思っております。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　もう一つ冒頭で町長言われておりました周知方法です。防災行政無線で対応すると説明ありましたが、それ以外の手段、たとえば公式ＬＩＮＥや広報誌など組み合わせる考えはないのか伺います。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　緊急時の住民への周知でございますが、現在クマの目撃情報を受けた場合、先ほど言いましたこれは目撃してからの時間にもよりますが、近々の場合はすぐ無線放送。クマらしきものであっても、クマでなくてもですね、クマらしきものという目撃情報があれば、無線放送をしておる状態でございますが、民家への侵入とか立てこもり、それから観光地ですね、そういったところに出た場合におきましては、当然でございますが、町の広報車を使ったり、また町の公式ＬＩＮＥによりまして、情報発信も検討したいと考えております。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番(矢山　靖)　迅速で多様な周知方法の確保は不可欠です。前回の一般質問、水道水流出の件でも情報提供のあり方について改善を求めたところですので、引き続き住民に届く情報発信体制の強化をお願いしておきます。
　次の再質問は子どもたちです。３点伺います。学校への登下校時や授業中などさまざまなケースが想定されますが、学校近辺でクマの出没情報があった場合、１．保護者や関係者へ行政としてどのような連絡体制、避難体制をとるのでしょうか。２．登下校の安全確保について、どのように指導していくのでしょうか。ある小学校の親御さんから、クマよけ鈴を期限付きで配布されたとお聞きしました。３．小・中学校を対象としたツキノワグマ学習会についてです。現在、手で餌を与えたり、素手で撃退するようないわゆる生成ＡＩ、人工知能が作成したとされる偽の画像やフェイクニュースがＳＮＳ上で広く拡散し急増しています。こうした誤情報が誤った対応を助長し、危険を招く恐れがあり、注意喚起が必要ではないでしょうか。人身事故防止に向けた啓発教育の充実は重要と考えますが、

その実施状況について伺います。また、まだ行っていない場合は、是非実施を検討するべきと提言いたします。以上３点について、できるだけ具体的な答弁を求めます。

○学校教育課長（藤原康治）　議長。

○議長（髙橋公時）　学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治）　それではお答えをいたします。まず１点目、学校周辺で出没情報があった場合、その連絡、避難体制でございますが、出没の情報があった場合には、先ほどからございますように産業振興課から教育委員会を経由しまして、町内全ての学校に速やかに情報を伝達しております。

また、保護者に対しては、学校を通じて、一斉の連絡メールにて注意喚起や学校の対応につきまして情報提供を行っております。学校では状況に応じて、屋外活動の中止や屋内待機など安全確保を最優先とした対応ができる体制を整えております。

２点目の登下校時の安全確保、この指導につきましては、徒歩通学の児童につきましては、集団での下校を基本としております。１人にならないよう指導をしております。また、教育委員会で備えておりますクマ鈴を学校に貸し出し、既に児童に配布して登下校時に着用している学校もございますが、こういったクマ鈴の対応を行っております。

バス通学の児童につきましては、下校時に関わりましては、バス停から自宅までの安全確保が課題となります。出没状況をできるだけ早く保護者とも共有することで、保護者や地域の方が見守りや、出迎え、こういった対応が取りやすくなるよう努めております。

また、学校の近辺、近いところでの目撃情報があった場合には、学校の教職員による通学路の巡回も行っております。

最後３点目、小・中学生を対象にした学習会ということでございますが、現在のところ本町の小・中学校では、クマをテーマとした特別な学習会の実施はしておりません。しかしながら、全国的にクマの出没、その被害、こういったことが報道が相次ぐ中で、児童・生徒が登下校や野外活動などでクマに遭遇した際に、身を守るための知識を身につけておくことは大切であると考えております。また、先ほどご指摘いただきました、ＳＮＳ等での誤情報、こういったことにも惑わされることは大変危険でございます。そういった点も含めまして、正しい知識を身につけることは重要と考えております。

国や県の対応方針、こういった資料もございますので、安全教育の一環として

指導に加え、自然との関わりや命を守る学びの中で取上げることを検討してまいります。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　子どもたちの命を守る体制づくりは何よりも優先されるべきです。教育委員会を中心に、地域と連携した取組みを一層進めていただきたい。またクマについて正しい知識を広げることは、今や急務です。早期かつ継続した学習会の実施を改めて強く求めます。その上で、教育・啓発と並んで極めて重要なのが、いざというときに現場が動ける体制です。
　続いて、緊急銃猟について伺います。本町でもクマの出没が増えている中、国の緊急銃猟ガイドラインが今年７月に改正され、自治体には平時からの準備が強く求められています。緊急銃猟は許可不要で、判断、責任は市町村が負う制度に変わりました。いざというときに迷いなく実施できる体制を先に整えておくことが重要と考えます。その観点から現状を確認したいと思います。まず、事前準備についてです。緊急銃猟に関する町の基本方針とマニュアルはガイドラインに沿って既に整備されているのか伺います。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　事前の準備についてお答えをいたします。クマ対策の事前準備としてはクマ対策用のスプレーの購入等の計画を今しておるところでございます。また先ほど言いましたようにクマ用の箱わなも購入できればと計画をしておるところでございます。また対応マニュアルにつきましては、各市町の雛形となる広島県の作成するマニュアルが示される予定でありますので、今後はそのマニュアルによりまして机上訓練、実施訓練等予定されております。また近隣市町との情報共有を図りながら、どういったものが必要かとかいうことも情報共有を図りながら、準備に取組んでまいりたいと考えております。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　再質問します。今の答弁では町の基本方針とマニュアルの整備状況が明確ではありませんでした。現時点で、町として基本方針を定めているのか、まだなんですかね、そのあたりはちょっとよくわかりませんが、マニュアルはガイドラインに沿って整備済みなのか端的にお答えください。

加えて、３番目、職員、警察、捕獲者との協力体制や連絡網の整備がどこまで具体化されているのか、それも伺います。
○産業振興課長（住田谷　保）
○産業振興課長（住田谷　保）　現在町の基本方針、また対応マニュアルにつきましては作成をしておりません。繰り返すようですが、まず県のマニュアルを示されてから町のほうで検討したいと考えておるところでございます。また、町職員や世羅署、クマレンジャーとの協力体制についてでございますが、現在のところは、情報の共有、連絡網の作成のみの対応となっております。しかしながらこれは今後いつ起きるかわからないものでございますので、できるだけ早急にいろいろな関係団体と協議をしながら、何かあったときの体制づくりというのは早めに進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　すぐに緊急事態が起こるかもしれません。町と職員が判断で迷うことが最も危険です。先ほど予定とも言われていました。待つのではなく町として早急に緊急銃猟マニュアルを策定し、警察や捕獲従事者との連携手順を明確にしておくことを強く求めます。
次に、安全確保について伺います。安全確保が不十分だと、緊急銃猟そのものが実施できず、人身事故につながりかねません。ここで、私自身世羅警察署にも確認し調査を行いました。通報段階から連携や現場での役割分担は、運用として既に確立しているとのことでした。しかし、町としての判断基準や責任体制が整理されていなければ、現場対応は混乱しかねません。特に、通行制限、避難指示、発砲方向の決定は、町が責任を負う部分ですので、ここを明確化しておく必要があります。そこで伺います。町内で緊急銃猟が必要になった場合、誰が現場責任者となり、どこの部署が安全確保や住民避難の指示を担うのか。そして通行禁止制限や避難の準備基準、町としてどこまで明文化しているのでしょうか。答弁を求めます。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　それでは続きまして安全確保についてお答えをいたします。現在マニュアルの作成までには至っておりません。役割分担の確定は行っていないものの、広島県より緊急銃猟を行った他の県での役割分担等の情報提供をもとに町内で緊急銃猟が必要となった場合の現場責任者、これにつきま

しては町の権限を受けた担当課長とし、安全確保、また避難誘導及び避難指示は、県警や担当課の別の係が担う予定でございます。

また通行禁止、制限の判断基準は、臨機の対応に努めることを最優先とし、現段階では明文化はしていない状況でございます。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　再質問します。答弁では現場責任者や安全確保、避難指示の役割分担が未確定、判断基準も明文化されていないとのことです。緊急銃猟は町の判断と責任が問われるため、事前整理が不可欠です。そこで伺います。１．役割分担をいつまでに確定するのか。２．通行制限、避難判断の基準をいつ明文化するのか。２点具体的な時期をお示しください。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　役割分担、また避難判断基準の確定についてでございますがこれは広島県のマニュアルを参考にするように今考えておるところでございます。

作成につきましては、現時点では早急にとまでしか言えませんが、現段階で、交通規制等がございますので、これにつきましては世羅警察署等と協議検討をしておる状態でございます。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　緊急と言いながらも最も時間を要するのは安全確保です。町として通行制限、通行規制ですね、避難誘導、周知の即時対応力を高めていただきたいと考えます。

次は、訓練・装備について伺います。緊急銃猟はその場で判断することが多く、準備不足だとできないという判断しかできなくなります。実際にあり得る事例をもとに、訓練を行い、課題を洗い出し、改善することで、初めて町民の安全が守れると考えます。そこで、本町で最も起こり得るケースを想定し、町としてシミュレーションはできているのか、また、現場指揮官の町長権限の委任は明確化されているのでしょうか、伺います。

○産業振興課長（住田谷　保）　議長。

○議長（髙橋公時）　産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷　保）　訓練・装備についてお答えをいたします。訓練・

装備につきましては今後、広島県が主催する県内においての机上及び実施訓練が予定されていると伺っております。この訓練を生かし、町内においても起こりうるケースのシミュレーションを検討し、準備を進めてまいりたいと思います。ちなみにこの訓練でございますが、県内を３分割、４分割程度に分けて行うと聞いておりまして、近々でまず広島市西部ですね、のほうの五日市から広島と言えば佐伯区のほうだと思うんですがこちらのほう対象とした訓練をまず行うということを聞いております。

世羅町におきましては近隣の三原、福山、尾道等の備後圏域の関係でまた行うと、詳しい日程はまだ来ておりませんが、行う予定であるという情報が入っております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　今までの答弁を受け、改めて強く申し上げます。私自身世羅警察署にも確認しましたが、町から要請があれば、協定の整備や合同訓練、前向きに検討し、積極的に対応する姿勢を示されています。つまり町が動けば、連携体制は強化できる環境が既にあるということです。緊急銃猟は発砲そのものよりも、その前段にある準備、連携、現場判断という段取りが８割だと伺っております。制度が整っているだけでは、現場では命を守れません。実際に現場に立つクマレンジャー、実施隊の皆さん、関係機関の総合力が整ってこそ、迅速で安全な対応が可能となります。

本日の質問では、クマ対策に関する体制整備、教育啓発、現場の対応力の強化など町として避けては通れない課題について幅広く確認し、明確に提言を行ってまいりました。しかし現状では、体制は十分とは全く言えず、改善すべき点は明らかに多く残されていると感じました。だからこそ町には、県との協議などを待つのではなく、町独自で訓練や装備の計画的な強化をためらうことなく進めていただきたい。いざというときに、住民の命を守れるかどうか、その覚悟と行動が今まさに問われていると強く申し上げます。

なお、日本共産党としては政府に対しても、クマ対策を含む鳥獣被害防止総合対策交付金の支援拡大を要望しており、私自身も先日、県庁に党県議団の一員として、世羅町の現場の切実な声を届け、必要な支援拡大を求めてきました。国・県の動きを待つだけではなく、町が積極的に交付金を確保し、現場に合った対策を最大限活用すべきです。一方、現場で活動される猟師の皆さんからは、正直、クマへの対応には関わりたくないんだという切実な声も寄せられています。危険

性が高まっている中で、こうした不安や負担感を軽減する仕組みなしに、持続可能な体制は築けません。その実態を背景に、11月には世羅猟友会から町長へ補助金・報奨金の拡充を求める陳情書が提出されました。私自身も同様の趣旨で請願書を提出し、議会としても今後判断されることとなります。

これら一連の動きは、現場が求める支援がもはや先送りできない段階に来ているという明確な表れだと受けています。最後に町長に伺います。実施隊への支援拡充についてです。実施隊の皆さんは、捕獲活動のみならず、早朝夜間の出没確認や現場対応、搬送作業、さらには機材等の自己負担など、多くの見えない経費まで背負いながら、本町の安全を支えてくださっています。こうした最前線を担う活動に対し、町としてどのように支援を拡充し、体制強化していくのか、町長の姿勢を伺い、この項目の質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　矢山議員から、まずクマ出没に関するさまざまな町の体制作りについてご指摘をいただきました。まずは住民の方、安全確保だと思います。そちらのほうの対応をしつつですね、いわゆるそういった鳥獣被害の中の一員にクマが入ってきたというところで、そういった実施隊の方々等の気持ちも汲みながらですね、今後いろいろと検討してまいりたいと思います。

要望に関わることについては議会で議論いただくのでここで答えは出せませんけれども、私としても実態をしっかり把握する中でですね、今現状、鳥獣被害の関係に資料集めをしてですね、今いろいろと検討している段階でございます。

要望等も議員いただきましたけれども、まずは現状をしっかり把握していきたいと思っております。緊急銃猟等もですね、テレビ見ますとかなり小屋の中に立てこもったりしてかなり危険な部分ありますし、とにかく今はですね、一時はシカを目指していたというようなことも聞いたんですけどクマが。今度は犬とか、また柿の木にはもちろん登っていますけれども、何があるかわからない状況、本当市街地に出没するということで世羅町もですね、これまでは通りすがりではなかったかなという思いもあったんですけれども、定住していただかないようにですね、しっかり進めていく必要があろうかと思ってますので、皆さんとともにですね、そういういろいろと対策を含めながら、町民への啓発を行いながらしっかりと進めていくように、緊急の場合は私が先頭に立って今現状、やっていこうと思ってます。マニュアルをしっかり受止めて担当課が動きやすいように、そして何よりも連携していくさまざまな団体とですね、早急な取組みができるように努

めてまいりたいと考えております。
○議長（髙橋公時）　総括については町長より答弁いただきましたが、実施隊への支援拡充については、担当課より通告がありますので答弁をさせます。
○産業振興課長（住田谷　保）　議長。
○議長（髙橋公時）　産業振興課長。
○産業振興課長（住田谷　保）　実施隊への支援拡充についてでございます。実施隊への支援拡充につきましては、毎年、町と鳥獣被害対策実施隊、双方で協議し、捕獲活動に係る報酬、また手当、報奨金等につきまして覚書を交わしております。しかしながら、時間的、また経済的な負担が重みとなり、新たな担い手というのも不足しております。鳥獣被害対策を持続していくことが大きな課題となっているという現状があることは、町としましても認識をしております。
　令和７年度で緊急出動及び処分手当等につきまして加算措置を行ったところでございますが、議員ご指摘の通り、見えない経費につきましては、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　次に、命を守る「初動の弱者避難」のあり方はいかに　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　３番。
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番(矢山　靖)　質問の要旨、世羅町障害者の暮らしを考える会から甲山自治センターを弱者対応の一時避難所に指定してほしいという要望が、令和５年に２回提出され、いずれも議会で採択されています。しかし、実質的な進展はなく、10 月の協議でも合意に至らず、町と世障会の認識のずれは解消されていません。これは単なる施設選定の問題ではなく、災害発生直後に配慮が必要な方々がどこへ避難できるのかという、命に直結する問題です。10 月 31 日には、南海トラフ地震の新たな県の被害想定も公表され、今こそ実効性ある避難体制の整備が求められています。以上を踏まえ、弱者の初動避難をどのように確保していくのか、町長に町の考え方と具体策を伺います。
　１．弱者避難の体制づくりについて。乳幼児、高齢者、障害のある方から甲山自治センターを一時避難所として指定してほしいという声が一貫しています。執行部も過去の議事録で、甲山自治センターは、バリアフリー性が高く、一時避難として適していると認識しておられます。しかし、指定が進まない理由は、マンパワー不足で、開所要員が確保できないという点があります。一方、世障会から

は、そもそも福祉避難所まで行けない、初動の雨、風、混乱の中で誰が移送するのか。改善センターより甲山自治センターのほうが安全で使いやすいんだという切実な声があります。町として、当事者とどのように認識を共有し、どのような協議の場を設けてきたのでしょうか。次の３点明確な答弁を求めます。

まず、人員不足が理由なら、改善策を示すべきです。他県でも事例ある町職員、ＯＢ、防災士、社協職員などを避難所運営支援人材として登録して、鍵の管理や初動対応を補完する仕組みを検討する考えはないか伺います。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　矢山議員の２問目、命を守る初動の弱者避難のあり方についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この甲山自治センターを避難所として活用という件につきましては、これまでも議会においていろいろと議論もいただきましたし、なおかつそういう世障会からの要望等も、これまでも何度もお聞かせいただいておるところでございます。

１点目にあります人員不足が理由ならば、現実的な改善と具体策が必要ではについてお答えをさせていただきます。現在世羅町の一次避難所については、ご承知の通り 13 か所ございます。レベル３高齢者等避難情報などを発令すると同時に、これは避難所を開設しておりまして、津久志自治センターを除く全ての避難所へ、町の職員を配置し、各避難所４名、12 時間ローテーションという勤務をしております。こういった現状の中、障害者の団体から甲山自治センターを弱者のための避難所としての開設要望を受け、以降あらゆる団体へ協力要請を行ってまいったところでございます。令和３年と４年、２年にわたり運営されております地元自治会を初め、協力要請をお願いいたしましたが、開設には至りませんでした。

ただ、能登半島の地震の際には、自治体職員だけではなく、自主防災組織やボランティア団体の方々が共同して、避難所運営を行っていただいたと聞いてございます。こうした他県の事例を受けまして、人員不足の解消に向けて、あらゆる機会を通じて、避難所運営は行政と避難者、住民が協力して行うものであるという意識の醸成を図っていくことが、今の町としてできることではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　ただいまの答弁では、人員配置の現状については説明があ

りました。しかし、初動避難で最も問われるべき甲山自治センターをどう位置づけるのかという本質部分には答えがありませんでした。初動避難で困難を抱える当事者にとって、ここは命に直結する問題です。この点について、まだ明確な説明はいただけていないと考えます。そこで、甲山自治センターを一次避難所の補助拠点として再検討し、限定的な形でも活用する方針は検討できないのでしょうか、伺います。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは、イの一次避難所の補助拠点についての位置づけ限定的にも活用する方針はについてお答えをさせていただきます。

　要配慮者の方につきましては、一次避難所で生活することが困難であれば、一次避難所において聞取りを行った後、協定締結先である町内の４施設と協議を経て、専門的な設備を有している施設、これは福祉避難所でございますが、こちらのほうへ受入れを要請をすることといたしております。

　したがいまして、いったん一次避難所へお越しいただき、同所での生活が困難となれば、福祉避難所へ避難をしていただくことを想定しており、補助拠点として位置づける予定はございません。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　ただいまの答弁では一次避難所から福祉避難所へつなぐ既存の運用を改めて説明されたものと受け止めています。しかし、私が伺っているのは、災害直後、一次避難所にたどり着けない方の初動をどう確保するのか。その具体策として甲山自治センターを補助拠点として検討できないかという点です。ところが示されたのは、補助拠点とは位置づけないという結論のみで、その理由、課題、検討の経過が見えません。この説明不足こそが、町は動いていないのではないかという当事者の不安につながっています。

　そこで伺います。議会が２度採択した要望の重みをどう受止め、避難所体制にどう反映しようとしているのか。また甲山自治センターの課題で、改善可能な点、難しい点について、現時点での公式見解を伺います。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは甲山自治センターの開設に向けた課題、改善可能部分、困難な点はについてお答えをさせていただきます。

その前に今、議員のほうからご質疑がありました補助拠点の位置づけというところでございますが、一次避難所に避難をすることがなかなか難しいということでございましたが、補助拠点につきましてもですね、こちらにどちらにいたしましても避難をいただくようになりますので、これにつきましてもやはりそういったところをもしやるのであれば考えていかなければならないというふうに認識はしております。

それではご答弁をさせていただきます。甲山自治センターの開設に向けた課題といたしまして、先ほどからお答えをさせていただきますように、避難所を運営する者が不足している点、仮に住民の皆様からなる自主防災組織やボランティアの方の協力が得られたといたしましても、避難所である自治センター内で何らかの事故が発生した場合、責任の所在、避難者に関する個人情報の問題、これらを整理していく必要があるという認識でございます。

また、甲山自治センターと現避難所である改善センターを比較した際、改善センターは避難所部分がホールのみである一方、甲山自治センターにおきましては、どの部屋を避難所として使うのかといった問題や、仮に２階部分に避難をされた場合、避難所を２階に設けた場合、停電時にはエレベーターが使えなくなる問題など数多くの課題を有しております。

現時点で対応できる点といたしましては、住民の方の協力が得られるよう、避難所は避難者相互に協力し、また行政とともに運営をしていくものということを認識をしており、これらを強く広報してまいりたいと考えております。また、先ほど議員のほうからお示しをいただきました２度にわたっての議会への提案につきましてはこれはしっかりと受止めまして、冒頭町長の答弁がありましたように、それに向けて、いろいろと各組織に向けて協力を仰いできたところでありますが、これに至らなかったというところでございます。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　ただいまの答弁を受けて改めて強く申し上げます。私は、初動の弱者避難体制という長年の懸案を何とか一歩でも前に進めたい、その一心で質問しています。町の人員や現場の負担が大きいことは承知しています。しかし、当事者が求めているのは、特別な優遇ではなく、災害が起きた瞬間、どこへ逃げれば命を守れるかという当たり前で、切実な願いです。議会が２度採択したにもかかわらず、前進しなかった背景には、町と当事者の間で情報共有や課題の噛み合わせ、そして避難の実像、すり合わせが不足していた。私はそう感じてい

ます。この溝が埋もれないままに、マニュアルではこうだ、検討していないという説明だけでは、不安も不信も解消されません。弱者避難をどう位置付け、どこへ向かうのかという町のビジョンも、住民には見えてこないままです。だからこそ、今、災害直後の初動に必要なこと、不足していること、町が担える範囲を現実に即して整理し、判断することが必要と考えます。

そこで再質問します。ボランティアセンターは、発災後の支援拠点であり、初動期の避難とはタイミングも役割も大きく異なります。町として、この両者の性格の違いを整理した上で、現状の判断をされているのか、改めて伺います。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。確かに今議員ご指摘いただきましたようにボランティアセンターの開設につきましては、災害が発生をいたしまして、ある程度時間が経過した後のボランティアセンターの開設ということになります。また併せて、先ほど避難の動線というような形で避難をしていく上での、ことについても触れていただきましたが、こちらにつきましても、やはり先ほど答弁で申し上げましたように、甲山の自治センターを避難所として行うのであれば、一体どういったところを活用していくのかというところ。また、そこに当てる人員、これもちろん改善センターも開設をしておりますので、ここに新たな人員を配置することは、今現状、世羅町のマンパワーでは極めて困難であるというふうに考えております。こうしたなかでお世話をいただける方がいらっしゃれば、それについてはしっかりと検討していくようにこちらも動いてまいりたいというふうに考えている状況でございます。以上です。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　災害の初動期こそ、体の弱い方や障害のある方が最も支援を必要とする時間帯です。この初動期、初動期ですね。初動期に受け入れ先がないという状況だけは絶対に避けなければなりません。

またボランティアセンターのことですが、人の出入りが多いという懸念もあると思いますが、実際には本格稼働の前の初動こそ、人の出入りが少なく、弱者がまず駆け込める場所が必要です。むしろ、その初動の受け皿を確保することが最も重要だと考えています。場所はあっても、最初に弱者が安心して逃げ込める一時避難先が十分なのか、ここが最大の論点ではないでしょうか。

次に伺います。福祉避難所協定だけで、発災直後に弱者が最初に逃げ込む一時

避難の受け皿が町内で十分確保されていると、町は考えているのか。もし不足していると認識しているのであれば、その補完策はどのようなお考えか伺います。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは、（２）のアでございます一時避難の受け皿が町内で十分確保できているのかについてお答えをさせていただきます。
　現在４施設と協定を結ばさせていただいておりますが、いずれの施設におかれましても、町のためならという精神をお持ちいただき、要配慮者の受入れについてご協力をいただいているところでございます。
　この４施設だけで十分に福祉避難所が確保されているのかという点についてでございますが、要配慮者の方でも家族などの同伴者がおられる場合や配慮は要するものの、食事や排泄などを自ら行える方も多数おられる。一次避難所での生活が可能という方も一定数おられるのではないかという認識でおります。
　また町内を離れ、安全な親族の家などへ避難をされる方もおられるのではないかというふうに推察いたします。対応が不足しているとは考えておりませんが、仮にこれらの方々全てが町内の福祉避難所を利用するとなれば受入れは難しいものと考えており、その際は近隣市町や県などへ協力要請や、受入れ等について検討していく必要があるという認識でおります。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番(矢山　靖)　答弁では不足はないとしつつ、受入れ困難な事態もあり得るという整理だったと思います。だからこそ、マニュアルに要配慮支援をどのように位置づけるかが鍵になります。そこで、マニュアルの改正内容について伺います。新しいマニュアルでは、災害時に特に配慮が必要な方々への配慮をどのような形で盛込まれているのか。また、改定内容については、世障会を初め、福祉関係団体、自主防災組織など関係者に幅広く説明周知を行うことが不可欠と考えますが、どのような方法で共有、説明を予定され、実施しているのか伺います。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは、（２）のイの部分でございます。避難所運営マニュアル改定と今後の方向性についてお答えをさせていただきます。
　一般的にマニュアルというものは、対応に従事する者が、取るべき措置等を記したものでございます。避難所運営マニュアルにつきましては、避難所運営に従

事する職員等がとるべき措置を示したものとなりますので、広く住民の方へ向けて発信をするものではないという認識をしております。

先ほど議員のほうからご指摘をいただきましたが、今回の改定につきましては、福祉避難所の内容について改めて協定避難所と合わせて明記をさせていただいているものでございます。

このマニュアルにつきましては、甲山自治センターを除く各自治センターへ趣旨説明を行っている他、周知、共有といたしましては、社会福祉協議会や協定締結先の福祉施設にも、福祉避難所開設要請方法等を共有をさせていただいているものでございます。以上です。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　再質問します。今後さらに弱者配慮を進める余地があるとすれば、どのような方向で検討されているのでしょうか、伺います。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　お答えをさせていただきます。冒頭、この弱者のための避難ということで、議員のほうからご指摘がございましたが、障害を持たれている方、また妊婦の方、また小さなお子様を持たれている方等、さまざまな分野でいらっしゃると存じます。こうした方々、たとえば小さなお子様をお持ちの方におかれましては、たとえばでございますが、避難用、災害用のテントが今、防災センターに備蓄をしてございます。そういったところも避難所の中で利用していただき、個室空間ですね。ある程度遮断した空間の中で対応していただくなど、また授乳をしていただくなど、そういったまた着替え、そういったことも利用できるのではないかというふうに考えております。

あらゆる方向性を考えながらですね、今こういった弱者の方に配慮していくという形で考えておりますが、今申し上げましたように障害をお持ちの方だけではなくてですね、さまざまな方、そういった方に対応できるよう、今後も従事してまいりたいと思います。以上です。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　確かに障害者の中には、オストメイトの方々もおられます。開設のタイミングが予測できず、処理にも時間を要するため、災害時には特にトイレ環境の確保が大きな課題となります。次に、オストメイト対応トイレの設

置・案内・使用配慮等についての現状を伺います。

災害時のストーマ装具の入手はまず災害救助法適用用地を対象に、ストーマ用品セーフティネット連絡会が、約１か月間無料提供を行う仕組みがあります。また、自治体には標準的ストーマ装具の備蓄や、販売店との物資供給協定により、避難所へ迅速に届ける体制づくりが求められています。さらに、避難所では、災害者トイレをオストメイトの装具交換スペースとして運用するなど、事前のルールづくりが重要です。

そこで３点伺います。まず、町としてオストメイトの方々の把握をどのようにされているのでしょうか。そして、ストーマ装具等の備蓄を行っているのか、また、量や種類についての方針はどうなのか、答弁願います。

○福祉課長（和泉美智子）　議長。

○議長（髙橋公時）　福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子）　それでは１点目の町として、オストメイトの方々の把握はどのようにされていますか。そして、ストーマ装具等の備蓄を行っているのか、また量や種類についての方針はどうかのご質問にお答えいたします。

令和７年 10 月末時点、町から日常生活用具、ストーマの給付を受けておられる方は 33 名いらっしゃいます。一時的なストーマ造設の方につきましては、日常生活用具の給付の対象とはならないため、福祉課では把握はしておりません。また、ストーマ装具につきましては、備蓄品としては現在ございません。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　次に、公共施設・避難所等におけるオストメイト対応トイレの整備状況及び今後の整備方針はどうか伺います。

○財政課長（矢崎克生）　議長。

○議長（髙橋公時）　財政課長。

○財政課長（矢崎克生）　公共施設、避難所等におけるオストメイト対応トイレの整備状況及び今後の整備方針は　につきましてお答えをいたします。

本町における公共施設及び指定避難所におけるオストメイト対応トイレの整備状況につきましては、現在、役場本庁舎、世羅保健福祉センターを初め６か所において整備をしておるところでございます。

今後の整備方針につきましては、現時点で施設の新設や大規模改修の予定がなく、オストメイト対応トイレについては未検討の状況でございますが、県の福祉

のまちづくり条例の今後の動向、そして他市町の状況などを踏まえまして、その必要性を検討してまいります。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番(矢山　靖)　再質問します。今の答弁では未検討とのことですが、しかし、災害時に最も困難が生じるオストメイトへの対応は本来、後回しにできるものではありません。施設の新設や大規模改修がなくても、既存施設の部分改修や簡易型設備の導入など、今すぐ検討できる対応もあるはずです。町として、オストメイト対応を、災害対応として優先的に取組むべき課題と位置づけ、早期に検討を進める考えはないのか改めて伺います。
○財政課長（矢崎克生）　議長。
○議長（髙橋公時）　財政課長。
○財政課長（矢崎克生）　お答えいたします。オストメイト対応トイレにつきまして施設へのそうした対応トイレの設置は必要であるという認識はしております。しかし、スペースなどもの問題もございまして、全ての施設において対応トイレを設置することは困難であると考えております。
　こうした状況を把握することもまずは必要でございますが、たとえば先ほど議員おっしゃられました部分改修ができないか、簡易型の設備等の導入ができないかなど、まずは合理的配慮に基づきまして、現状でできる対応を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。
○３番（矢山　靖）　（挙手）
○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。
○３番（矢山　靖）　　次に、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、今後どのように災害対応体制を強化していくのか、方向性をお示しください。
○総務課長（升行真路）　議長。
○議長（髙橋公時）　総務課長。
○総務課長（升行真路）　それでは、（３）のウでございます。要配慮者が安心をして避難生活が送れるよう今後どのように災害対応体制を強化していくのかのご質問にお答えをさせていただきます。
　大規模な災害となれば、限られた資源と物量の中で長期的に生活をすることが余儀なくされます。したがいまして、平時から備蓄等に対する広報を強力に行っていくことが重要であると考えております。
　また、町といたしましては配慮を要する方にも安心して生活をしていただくた

めに福祉避難所を利用されない要配慮者であれば、プライベートテント等の積極的活用により、個室空間の創出が必要であり、配慮の種別によっては、紙オムツや液体ミルク等の物品も備える必要があると考えております。

対応を要請する必要がある要配慮者の方につきましては、精神的に少しでも安心していただけるよう福祉課と連携をし、各協定先と連携した「福祉避難所の開設要請訓練等」あらゆる訓練を想定し、スムーズな対応が行えるようにすることが重要であると考えております。以上でございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番(矢山　靖)　最後に危機管理体制の総点検と、「誰一人取り残さない」弱者避難の第一歩について伺います。

本日質問を行った項目１のクマ対策と、項目２の弱者の初動避難体制に共通しているのは、平時の準備不足がそのまま命の危険につながるという点であります。どちらも町が主体的に前へ踏み出さなければ前進しない課題であります。そして命を守るために最初に逃げ込める場所があるかどうかという視点はどんな行政効率よりも優先されるべきものです。甲山自治センターは、障害のある方が、ここなら助かると感じられる数少ない拠点であり、その思いが、繰返しの要望という形で町に届けられてきました。確かに、福祉避難所として協定は結ばれました。しかし、協定だけでは不安は消えません。いざというときに、迷わず駆け込める場が本当に使える形で確保されているのか、その安心こそが求められているのです。弱者避難とは単なる制度づくりではなく、命の問題です。町と当事者が同じ方向を向き、安心の土台を一緒に築くことだと私は考えます。だからこそここで強く提言したいです。課題があるからこそ、議会は２度採択し、当事者は何度も声を上げ、そして今日私はここに立っています。避難は行政だけが担うものではありません。ですが、行政が旗を振らなければ、誰も動けません。

町長に伺います。災害時に最も弱い立場の方々を守ることは、行政の根幹であり、自治体の存在意義でも、そのものでもあります。町として、甲山自治センターの位置づけを含む弱者避難体制を強化し、誰も見捨てない防災へ踏み出す覚悟があるのか、明確な決意をお示しください。「誰一人取り残さない」世羅町の実現を強く願い。私の一般質問を終わります。

○議長（髙橋公時）　引き続き一般質問を続けます。

○総務課長（升行真路）　議長。

○議長（髙橋公時）　総務課長。

○総務課長（升行真路）　それでは４点目でございます。危機管理体制の総点検と、「誰一人残さない」弱者避難の第一歩についてお答えをさせていただきます。

甲山自治センターを一次避難所として求める要望が２度採択されている現状から、住民の皆様から強いニーズがあるものと認識をしております。

「誰も見捨てない防災」とは、「誰一人として災害により悲しむ人を出さない」ものであると考えており、これまでに答弁をさせていただきましたように、甲山自治センターを避難所として開設するには数多くの問題や課題があると認識をしております。

一方で、南海トラフを始めとする災害はいつ発生するか予想できません。町といたしましては、甲山自治センターを避難所として開設してもらいたいという住民の皆様の強い要望があることは承知しながらも、これらの課題は一朝一夕で実現することは難しいと考えております。

また、現在協定を締結していただいております４施設におかれましては、既に、要配慮者に対する装備などが揃っておりまして、これら施設は災害が発生した際に、準備を整え、要配慮者を受入れてくださるものと考えております。

いつ発生するかわからない災害に対抗するには、まずは住民の命を守ることを優先し、そのために福祉避難所との連携を始めとし、住民一人ひとりにいざというときのために、対応いただけるよう、今後も「防災講座」等により、危機対応スキルの底上げを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　矢山議員から避難所運営、また町としての危機管理等についてご指摘、ご示唆をいただきました。

まず、災害が起きたときに、どなたがどこへ避難をするのかといったところ、いわゆるそれぞれ要避難支援者のみならずですね、、マイタイムプランを作っていただくというところは、確実に町としてもしていく必要があります。遠方へ行くよりも近くの民家で助け合って避難したほうがいい場合もある。避難する途中で災害に遭う場合もあります。そういったところを含めて、いつの時点で避難するのか、そういったところ。特に要配慮者についてはですね、やはり災害が起きてから移動するというのは危険なことだと思いますので、事前に早いうちに避難をいただくよう、そういった連携プレーが必要じゃないかと思います。ですから、この方はここへ、選んでいただくのは難しいんですけれども、やはり支援が必要な方、福祉避難所であれば、福祉のプロが対応いただけるわけでございます。自

治センターは一次避難所です。その中で、今度はプロが対応いただけるところに行くという方法、また先ほどありましたように、妊婦の方であったり小さなお子様方の若い方々にとってもですね、やはり一緒に避難した方々に迷惑をかけてはならないというような、そういったことにもなろうかと思います。やはりお互いが尊重し合いながら、どの避難所でどう一時的にしのいでいくのか、そういったところを町もしっかり丁寧に説明をしながら、各地域の自主防災等とも連携しながらやっていく必要があろうかと思います。

要支援する方、先ほどストーマのことも出ました。そういった方々の、今後、災害時の避難場所、そのストーマがきちっと必要になる場所としてですね、できる場所として運営ができるのか、そういったところもきちっとお話をしていければと考えておるところでございます。

災害はいつやってくるかわかりません。一昨年の能登半島地震のこともございました。そういったところを含めてですね、町も危機管理体制しっかり持っていきたいと考えております。

甲山自治センターの部分については再度議会からの採択もあったということ、また今回の質問を受けてですね、甲山自治センター、指定管理いただいているそれぞれにまたお話をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○３番（矢山　靖）　（挙手）

○議長（髙橋公時）　３番　矢山　靖議員。

○３番（矢山　靖）　先ほどの課長答弁で一つだけ、できない理由を並べるだけでは住民の命は守れません。必要なのは課題を超える覚悟とそのための工程です。どうか今日の答弁を出発点として、前へ進む具体策を示すように強く求めます。以上です。

○議長（髙橋公時）　答弁はいいですか。

○３番(矢山　靖)　はい。

○議長（髙橋公時）　以上で３番　矢山　靖議員の一般質問を終わります。

ここでお昼休憩といたします。再開は 13 時であります。

休　　憩　１２時０７分

再　　開　１３時００分

○議長（髙橋公時）　休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に学校再編について　１番　亀田知宏議員。
○１番(亀田知宏)　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏。
○１番(亀田知宏)　議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問させていただきたいと思います。令和７年度第４回定例会一般質問、トリを務めさせていただけるんですが、午後一番の状態には退屈な質問になっているかと思いますが、皆さんどうぞ寝ないように真摯に対応をお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。項目１．学校再編について。質問の要旨、少子高齢化が著しく進む昨今、学校再編は避けては通れない課題だと感じております。我が町でも、過去に学校統合の話は幾度となく出ております。その都度、議論を重ねてこられたことと思いますが、改めて学校のあり方についてお伺いします。

県内もそうですが、全国的にも、公立中高一貫が増えつつある状況です。特に過疎地では工夫を凝らした学校づくりが進められております。

世羅町で中高一貫もしくは小中一貫教育を導入するようなお考えはありませんか、お伺いいたします。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　ただいま亀田議員より、世羅町で中高一貫もしくは小中一貫教育を導入する考えがあるかというご質問いただきましたのでお答えいたします。

結論から申し上げますと、現在、今後の学校再編が必要かどうかという点につきまして、その内容やスケジュールについての見通しを立てているところでございますが、そのなかで小中一貫教育の是非についても検討する必要があると考えております。

小中一貫教育を行う典型的な形としましては、まず９年間を一つの学校で担う「義務教育学校」と、組織上は別々の学校ですが、教育内容に一貫性を持たせる「小中一貫型小学校・中学校」の２つがございます。それぞれメリット、デメリットがございまして、導入すべきかどうか検討する際の視点の一つとなります。なお、中高一貫につきましては、現時点では考えておりません。以上でございます。
○１番(亀田知宏)　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○１番(亀田知宏)　以前も私申し上げたことがあるんですが、人口減少に歯止めをかけている自治体に共通することに、教育環境が充実しているということが挙げられております。町長、教育長のお考えは、今の状況をどのように捉えられているか計り知れませんが、私は学校再編は待ったなしの時期に来ていると考えております。

そこで、学校再編が教育環境の向上につながっておるかといいますと、はっきりとした答えは出ませんが、私は過疎化が進む町では必要なことと考えておりまして、答弁の中で、小中一貫教育の是非を検討する必要があるとのことでしたが、具体的にどの程度考えられておるのか、お伺いいたします。

○教育長（早間貴之）　議長。

○議長（髙橋公時）　教育長。

○教育長（早間貴之）　ただいまの時点では、公にするところまでは行っておりません。ただ、基本的な考え方といたしまして、たとえば、メリット、デメリットと申し上げましたけども、小中一貫にすることによって、仮に少ない人数の学校であっても９年生まで、たとえば義務教育学校でありましたら９年生までが一つの学校となります。校長は１人です。そしてそのなかで、地域に応じた学校、それからカリキュラム、また今の時点で言いますと、小学校６年間、中学校３年間という枠組みですけども、９年間の中で区切りを自由にすることもできます。４年、そして５年というところもございます。そういうところで自由度が高いという点ではメリットもございますけども、たとえば小学校で言いますと６年生になったときに、ちょうど最高学年ということでそこでリーダー性、そして子ども一人ひとりの意欲の向上というところが図られ、卒業という節目があって、いざ中学校という区切りがあるんですけども、それがなくなるというようなデメリットもございます。ですからそういうところで小中一貫教育が本当にふさわしいのかどうかっていうところは、今まさにこれから議論を始める真っ最中でございます。学校教育課といたしましても検討委員会を進める前にまず今は課内の中でいろんな状況、それから他市町の状況等の情報を集めているところでございます。

○１番(亀田知宏)　議長。

○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○１番(亀田知宏)　次の質問内容今、教育長が答えられたのでちょっと聞くのに戸惑うんですが、似たような質問になるんですが、本年度７年度、第１回定例会において、学校再編について、今申し上げられたように検討委員会の立上げの予定と、それから県内の先進校訪問、実態調査を行い、今年度においても研究並び

に調査を行うとご答弁されておりました。今年度のそのあたりの進捗状況をお聞かせください。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　現在の進捗状況でございますけども、まずは教育委員会内、特に学校教育課でございますけども、先ほど申し上げた他市町の状況の中で具体的には、今年１月に竹原市の状況、訪問して聞かせていただきました。教育委員の皆様と参りました。そこで、竹原市で行われている、また行われたいろんなスケジュール感を持ってそれを参考にして、もし世羅町に当てはめたら令和何年後頃にこうなるのでないかという素案の素案を作っているところでございます。それをもって、令和８年度から、たとえば丁寧なアンケート調査を行う。また、それの具体的な検討する組織を作るか、ただ、どのようなメンバーでどのようにするかというのを今課内で調整をしているところでございます。以上です。
○１番（亀田知宏）　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番（亀田知宏）　ご答弁の中で今調整しているというお話でしたが冒頭にも私申し上げましたが、学校再編は喫緊の問題だと私感じております。そのなかの一つの案として一貫教育の考え方をお伺いしたんですが、私の考えでは、この学校再編の問題をあまり先送りしても良い未来が見えてきません。
　改めてお伺いしますが、学校再編、これを早期に再編案を考えていくようなお考えはございませんか。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　早期と言いましてもまだ先ほどと同じで、今の時点では令和何年度という数字を出すことはできません。ただ、先ほどから申し上げておりますように来年度からその検討に入るための今、基を作っております。
　それから以前の答弁で申し上げましたけども、一つの要素としては町内の学校の中に、いわゆる複式学級があるかどうかというのも要素の一つとしてございますが、ただ今まで繰り返し申し上げておりますけども、複式学級が悪いということはございません。複式学級イコールその学校をなくすということには全く当てはまりませんので、ただ皆様がその状態を見るときに、やはりある程度の人数の中で子どもたち切磋琢磨したり、人間関係のいろんな構築をするためには、一定程度の人数が必要なのではないかという声もございます。そういうところを具体

的にするためには、もう来年度からは具体的な組織委員会、またアンケート等進める予定にしております。以上です。
○１番（亀田知宏）　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番（亀田知宏）　何かと難しいことも多く、時間をかかることは理解できましたが、何卒早期に実現できることをお願いします。
　答弁の最後にあります中高一貫校については、現時点ではお考えがないということでしたが、これ私の個人の考えなんですけれども、この世羅町には世羅高校、これが持っているポテンシャル、たとえば駅伝、もう全国常連校でありますし、それから農業経営学科という、ちょっと県内でも少ない学科、こういうポテンシャルなら中高一貫でも面白い魅力のある一貫校ができ、町との相乗効果も非常に期待できるんじゃないかと考えております。たとえば県内でも、ちょっと具体例なんですけど挙げさせてもらうと、たとえば大崎上島の中高一貫校なんか、大変特色のある教育をされて大変人気があるとお伺いしております。
　是非我が世羅町でもこの教育の魅力を高め、移住者も増やす対策にもなると思いますし、この中高一貫のほうも少し考えていただきたいと要望しましてこの質問を終わらせていただきます。
○教育長（早間貴之）　議長。
○議長（髙橋公時）　教育長。
○教育長（早間貴之）　亀田議員から、そういうご提示をいただきました。もちろん、私どもが所管しておりますのは、小中学校義務教育でございます。高校は県立高校でございます。県立学校でございますので、広島県教育委員会の直接の管轄でございます。ただそうは言っても先ほど大崎上島の例を出されました。その他にもたとえば東広島、三次、福山等で中高一貫がございます。これはいずれも、広島県教育委員会が直接のそういう考えを持ってのところではございますけども、一番亀田議員がおっしゃりたいのは、子どもたちにとってはどれがいいのか、そして町の活性化のためにはどの方法があるのかという研究する余地は残っておりますので、中高一貫の良さは何なのかというところも含めて、これから研究してまいります。

○議長（髙橋公時）　次に、補助金、助成金の見直しは　１番　亀田知宏議員。
○１番（亀田知宏）　それでは項目２の補助金・助成金の見直しはについて質問いたします。

質問の要旨ですが、補助金・助成金は、国を初め、県、町と多岐にわたる種類が存在しております。そのなかで、町独自の補助金・助成金のあり方について、見直しが必要ではないかと個人的には感じております。これも都度、議論を重ねられ出された補助金・助成金なのでしょうが、効果が上がってないもの、効果がわからないような事業があるように感じられます。

そこでお伺いします。費用対効果、投資対効果はどのように検証されているか。お聞かせください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　亀田議員の補助金・助成金の見直しについてのご質問にお答えをさせていただきます。議員おっしゃられるように、投資効果が見えないというような補助金があるということですが、一応議会へ説明して予算のほう立てさせてはいただいておりますけれども、実際どれだけの効果があったかというのは、やはり金額面でいろいろと皆様方からご指摘をいただくところはございます。しかしやはり町の活性化を求めるためにさまざまな補助金を私の政策も絡めてですね、いろいろとこれまでご提案をさせていただいたところでございます。

町が交付します補助金の中には大きく分けますと、国庫支出金、県支出金が伴うもの。あと町単独でやっているものと区分されるところでございます。そのうち町単独の補助金等につきましては、創設から一定の年数を経過して、現在のニーズと釣り合わないものがある可能性はございます。

こうした補助金が議員ご指摘の通り、効果が上がらず、効果が不明であると感じられているものと推測をいたします。たとえばどんなものがあるかというのをですね、教えていただければ、もっともっと入念にわかってくるかなと思います。

町といたしましては限りある経営資源の効果的活用と効率的な予算執行を前提としました予算編成に取組んでおります。必要性が薄れている町単独の補助金につきましては、近年の申請件数または事業実績を踏まえて検証する中で、ニーズに見合った内容への見直し、予算規模の縮小、類似補助金への統合などに努めてまいります。

もう予算の編成方針も私のほうから出してございまして、新年度予算に向けてのもう歩を進めております。またいろいろご示唆を今後、議員からもいただければと思っているとこでございます。以上でございます。

○１番（亀田知宏）　議長。

○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○１番（亀田知宏）　質問内容もそうでしたが、個別具体的な例を挙げるのはちょっと控えさせていただこうという思いで、このような質問させていただいたんですが、この後答弁にあります、創設から一定年数を経過し、現在のニーズと釣り合わなくなったものがある可能性があるとのことでしたが、私が指摘したいのはこういった部分が多くて、可能性があるのではなくニーズと釣り合ってないものがもう存在していると個人的ですが感じております。

町長言われた通り限りある経営資源とおっしゃいました。その通りゆとりある財政ではないと感じております。そして財源になるのは、税金でございます。この税金はやはり住民の方々が納められたお金でありまして、やっぱり住民の方が納得できるような使い方をされることが一番だと感じております。

くしくもですね、先月 11 月 25 日、ちょっと話は飛ぶんですが、政府において、「租税特別措置・補助金見直し担当室」というのを設立されました。これは国のほうでも、この度重点地方交付金ですか、もう支出は決まりガソリン・軽油の暫定税率も廃止し、米や年収の壁の引き上げなど財源が必要なってくるものがあろうかと思って見直しの特別チームが設置されたのと感じておるんですよ。我が町においてもこのチームを発足してまでやれとは申しませんが、各課、もう一度しっかり内容のほうを精査をしていただきまして、来る３月の予算案のほうに反映していただけることを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　国の租税の部分ですけれども、片山大臣のほうへ委ねられておりますけれども、これは私が思うのにですね、ガソリンの税もですけれども、新たな税を考えようというような仕組みの中だと思ってます。確かに補助金等もいろんな使ってない補助金は削減したいという思いがあります。ただどの省庁においてもですね、予算のもう既に国において出される中で、委員会、審議会、議会のほうでですね、国会議員のほうでいろいろともまれることになろうかと思います。その中で活用のないものがあるのかどうか国のほうにおいてですね、ただ各省庁もやる気て、いろいろな予算の申請、お願いをされております。これ財務省もですね、しっかりそこへ向けてどういうふうな使い方をしているのかというかなり厳しい目で見られております。

私どものほうは中国財務局とかさまざまな地方団体によって町の今の状況等も把握をされているものと思います。その中で、たとえばうちでいうと経常収支比率がどうであったり、さまざまなこれまでの過疎債等も含む起債内容、そして

財政調整基金を含む基金内容等もですね、よくよく見られていると思います。よく市町で破綻しそうだというようなところが、今どんどん新聞で取りざたされています。これはこのままいくと破綻するではないかというような危機感を持っておられるところ、我が町もそうです。このまま財調なくしていって目的基金も全部取崩せばですね、かなり厳しいことになってきます。そうならないがためにいろいろと町で新たな取組み、特にこの町の中で商工業の発展、特に亀田議員が頑張っておられる農業の関係でも、所得向上に向けてですね、しっかり補助金なり、また、国・県のさまざまなものを持ち帰って、ある程度負担は町がいるもののですね、進めてきている状況になってございます。それを全てきちっと整理をする必要もあろうかと思いますけれども、やっぱり町としてはですね、必要であるということで予算計上させていただいています。次のもう既に今日鳥獣被害対策やれというような意見もいただいておりましたが、町としてもですね、さまざまな意見、声を聞きながら、８年度予算に向けての組立ても進めている状況もございます。しっかりですね、町が活性化に向けていくような予算案を今後とも頑張ってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（髙橋公時）　次に、町長のトップセールスについて　１番　亀田知宏議員。○１番（亀田知宏）　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番（亀田知宏）　それでは項目３の　町長のトップセールスについてお伺いいたします。

奥田町長、４期目の１年が経ちました。昨年 12 月の定例会において、町長はトップセールスについて寸暇を惜しんで取組むと答弁、いやすみません、よろしいでしょうか。議長違うことを言うんですが、いいでしょうか。
○議長（髙橋公時）　はい、どうぞ。
○１番(亀田知宏)　ちょっと突っ込みありましたけど、私の質問上間違えておりまして、正確には惜しまずでは国語では０点らしいんですよ。惜しんでが正解らしいんですよね。このことばの使い方としては。ちょっと私がちょっと語学力がなかったのでこのような書き方をして、前回町長言われたのは違う表現だったんですが、ちょっと間違えて書いたもので、すみません。ちょっと訂正すればよかったかと思いますが、そういった意味でちょっと惜しんでということばに変えさせていただきます。

町長から始めます。町長はトップセールスについて、寸暇を惜しんで取組むと

答弁されておりました。どのような取組みをされたかお聞きしたいです。町民の方から、活動内容や実績も知りたいという声もいただきました。

そこで伺います。トップセールスの実績を町民にもわかるようにお答えください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　亀田議員より３問目ですか、町長のトップセールスについてのご質問にお答えをさせていただきます。

町の施策を進める上で、パートナーとなる企業並びに世羅にゆかりのある企業との連携は必要と考えております。ただ単に財源を求めるセールスではなく、町で事業を展開いただく。これと連動して、雇用が生まれることを期待し、訪問活動をしているところでございます。

実績の一つを紹介しますと、バイオ燃料の会社誘致に向け、バイオマス産業都市構想を策定いたしました。誘致が実現するなど、担当課とともに進めてきております。またホテルの誘致についても企業の意向を聞きながら進め、また駅伝のスポンサーの訪問も欠かさず行うなど、取組んでいるところでございます。近年では、リレーマラソンの開催、５月に行っていただきますが定着してまいりました。過去には女子駅伝も誘致という形になってございます。

農業分野におきましては、大きなグループ会社と協定を結ぶなど、世羅のブランド化に向けて寄与いただいているところでございます。現在におきましては、インバウンドなど、観光客の誘致に向けて、ＪＮＴＯ、日本政府観光局でございますが、ここを訪れ、台湾、ベトナムそして韓国の大使などと懇談をしているところでございます。

私も寸暇を惜しまず、惜しんで、表現はわかりませんけれども、しっかり時間があればですね、出向くように尽力をしております。トップセールスは大きな効果を生むと捉えておりまして、議員各位からも情報提供いただきながら、引き続き積極的に取組んでまいりたいと存じます。以上です。

○１番（亀田知宏）　議長。

○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○１番(亀田知宏)　「寸暇を惜しんで」ということばの意味ですが、わずかな時間も無駄にすることもなく一生懸命物事に取組むということでございますが、先ほどの町長の答弁の内容を聞くと大変失礼な意見になると思いますが、ちょっと少し寂しいのではないかと、活動内容がと率直に感じておりました。そこで２、

３内容を詳しくお聞きしたいです。

まずホテル誘致、これは観光戦略をとっている我が町においても大変重要な事案だと思います。現時点の状況でお話できることがあれば、お話できる範囲で良いのでお伺いいたします。

では次の駅伝スポンサーの訪問。こちらも訪問される先で、どのような話をされて、どのような成果・効果が上がっているのか。これも相手があることなので、難しいと思いますが、お話できる範囲でいいのでお聞かせください。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　２点において、どうしたのかということでございます。ホテルの部分はですね、もう公になってますけれども、積水様が建築をされるという場所探しをされました。これ会社名がいろいろありまして、途中でも会社がどんどん変わっていったんですけれども、最終的にはマリオット系のホテルということで、フェアフィールドのほうがいわゆる運営していくという中で、実は土地を探される中で広島県で３か所、どこへやるかというところで、３か所決定で交渉されたと聞いております。しかしながら、立地、またさまざまな交渉の中でやはり外国、アメリカから来て選定をされるそうでございまして、アメリカの方が世羅が一番いいと言っていただいた。これは花観光もありますし、こういった交通網の中の拠点であると、特に山なみ街道沿線であるということで、泊まられたお客様については、山陰山陽拠点にして、いわゆる観光ができる場所ということで、あと岡山にも２か所やられました。これも拠点であるということで選ばれたというふうに聞いております。そのなかでも今、西日本のそういった運営する中で、世羅は一番いいと言ってくださっております。これは直接担当される方から聞きました。やはり市町との連携が取れて、いわゆる空港からの誘客、並びに地域との飲食組合との付き合い方、全てにおいてですね、本当好意的に動いてくださるということで観光協会も今一緒に動いてくださってます。そういった流れになったというのは一つのポイントになったホテル誘致であったと思ってます。これは口外してはならないという一つの最初の約束事がありました。これはマスコミ発表するまでは、行政は黙っとけというところでした。ですから、なかなか皆様方にそういった誘致の部分をですね、お示しすることができない。これは一応協定の中で謳われたものでございますので、議員の皆様にもっと早く周知するということができなかったということ、少しお詫び申し上げたいと思います。

駅伝の部分ですけれども、駅伝を標榜する世羅町はですね、実業団駅伝もこれ

実を言うと、交通網がもしこういった形でできない状況になると、他の市町にもう行くということがですね、途中でありそうでした。これはどうにか引き止めなくてはいけないというところ、これ実際岡山へ行こうかという声もあったらしいんで、ちょっと引き止める作業にかなり力を要しました。おかげさまでテレビもありますし、全国への切符を手にする実業団の素晴らしいアスリートが世羅で行っていただいています。

それとあと広島で行われていた女子駅伝でもですね、実は場所が大変だということ。周遊コースがやっぱり陸連のほうもですね、どうかという声があって途絶えるというふうに聞きました。これはいけないということで、そういった実業団駅伝のこれまでの付き合いがありましたので、世羅でやってみてはどうですかという形で来ました。その代わりスポンサーを探せということで、どうしようかと思って、私もまずはＪＡグループにお願いしに行った。これは全国の共済連に頼みに行ったんですね。そしたら、それだったら広島全体で応援するんで、中央会のほうで予算を組むようにしたらどうかというふうな提案がありまして、おかげさまで今現状は続いている状況です。

他にもリレーマラソンの話をしましたけれども、これも誘致というより新設をしていただいたんです。これは春の、やはり駅伝シーズンが終わった後の誘客、お客様をどう引っ張るかという一つの流れの中でですね、５月にお願いしている状況です。おかげさまで 1000 人規模のランナーで、それに合わせて 3000 人ぐらいのお客様がおいでいただいていけるような大会に盛り上がってまいりました。これはテレビ局が入ったいう影響もあったんですけれども、現状では生協様がしっかりスポンサーを探される中で、町もそういった賑わい創出を夢公園でするということでですね、やっている状況もございます。それ以外にも、またご質問いただければ話したいことといっぱいありますんで、よろしくお願いします。

○１番（亀田知宏）　議長。

○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○１番(亀田知宏)　他にもいろいろ聞きたいんですが、次にさせてもらいます。

行政におけるトップセールスとは町長も答弁でおっしゃっておられましたが、財源を求めるセールス、たとえば企業誘致などが一番に思われがちですが、私は町の宣伝、プロモーション活動も、大事なトップセールスだと考えております。観光誘致向けのプロモーションだけではなく、移住促進につながるようなプロモーション活動なども大事かと考えます。そこでお伺いするんですが、こういうプロモーション宣伝活動、今やはりＳＮＳですよね。この活用が非常に重要になっ

てくると考えます。町長はＳＮＳをどのように活用されておりますか。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　大体アナログな人間なもんで、あんまりデジタル機器に疎いんですけれども、以前はＳＮＳという中ではＦａｃｅｂｏｏｋでいろいろと交流をしておりました。ただツイッターとかですね、なかなか出す機会というか、出しだしたらずっと書かなくちゃいけないんで、なかなか携帯を見る間がないので普段、申し訳なく思ってます。もっと出したいとは思ってるんですけれども、議員皆さん、しっかり頑張っておられるんで私もそういった、ただツイッターとかで発言すると、変なふうに勘違いして受取られたことが過去ありまして、書き方によってはですね、反対に取られる場合もあるんで、これはもし町長として出すんであれば、しっかり校正をして出さないといけない。この町の広報見ていただいておりますかね、町長室、これも一生懸命書いてます。校正もだいぶ入れてます。最初からはちょっと表現が悪いという、いろいろご指導いただいたこともたくさんあるんですけど、近年はあんまりなくなったらと、ちょっとこんなこと書くなとかいうのがあったんですけど、だいぶ頑張ってそちらのほうで発信をさせてもらってます。これはホームページにも載せてますので見たよという、よその県の方もですね、おっていただきます。できたら公式でですね、私はやるべきじゃないかなと思ってます。個人で出すと、やはり偏った表現にもなりつつあると思ってますので、是非ですね、もしそういったところで、何かいいやり方があればですね、議員からご示唆いただけれと思います。
○１番（亀田知宏）　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番（亀田知宏）　今申された広報世羅の記事ですが、やはり紙面ではかなり制限があると思いますが、ＳＮＳこれはなんていうんすか。上手に活用すれば巨大な発信力も持ちますし、全国の自治体のトップの方々の中には、これをうまくＸもそうですし、こういうことをうまく活用されて自治体のアピールを成功して町の認知度を高めたような方々も多く見受けられております。
　特に今地方といいますか、市とかになってくるんですけど、特に若い首長さんが生まれるようなところは、もうとてもこのやっぱりＳＮＳ戦略を上手に使って、町のアピールをすごくされている。これやっぱりちょっといろいろ問題あるかもしれませんが、町長どうか挑戦していただけませんか。お聞きします。
○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　挑戦しろということでございますので、Ｘとか、さまざまなインスタにもですけれども、私はですね、会うたび若い方に是非世羅の宣伝をしていただこうということで他力本願で結構やってるんですね。他の人に世羅の宣伝、特についこの前、１年以上前ですか。台湾の方にですね、大妻神社にちょっと連れていって、ＳＮＳで発信をいただきました。なんと、それが台湾中に響いて結構来られてます。これ台湾だけでなく中国の方も見られまして、それを見てかなり、ちょっと来てみようということで、かなり来られたというふうに聞いてます。あそこへ無料の絵馬をお願いしましたので、あれに書かれてですね、願いが叶ったら再訪するんですよということまでつけてやってます。これは全国へ発信いただけるようにですね、いろんな方にお願いしてます。
　そしてもう一つ、ふるさとＰＲ大使という、これがまた世羅を愛する方々が、これをまた増やしていく必要があるかなと思ってます。やはりインスタとかＸとかをお得意とされている方々、この方々に委ねている部分もあります。亀田議員からやれということでございますので、何かで挑戦したいと思ってますので、Ｆａｃｅｂｏｏｋよりのほうがね、いいんですかね。できるだけ頑張ります。まずちょっと気をつけないといけないところは教えてください。
○１番（亀田知宏）　議長。
○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。
○１番(亀田知宏)　よろしくお願いします。それで、先ほど町長、広報世羅これ他県の方からも見られて連絡があったとおっしゃいましたが、これも私は町内向けではありますが、セールスの一つとなっていると考えておりまして、先ほど言いました紙面上ではやはり情報限られます。私ちょっと提案なんですけども、ケーブルテレビありますよね、世羅。こちらに町長の番組を作るとかいうのを提案したいんですが、これ内容的には、町長が月１回、２か月に１回でもいいですけど、政務報告じゃないですけども、インタビュアーの方が職員の方でもいいですし、インタビュアーから質問を受け、町長がそれを答え、長くなくてもいい。10分、15分でもいいんですよ。こういう番組を作って流されたら、面白いんじゃないかと思います。その辺、町長、どのようにお考えですか。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　ありがとうございます。私はね、実を言うと課長に出したらどうかと。自分の施策を売り込む一つのいい場所になるよと言ってたんですけ

ど、なかなかやってくれないと。私実を言うと、新年の抱負でインタビューされてるんですけれども、見ていただいてないですかね。年に１回はそういうインタビューがあります。しかし定期的にとなるとですね、かなりちょっと制約もあります。やってもいいんですけれども、じゃあ、何をやるんかなというところもあって、町の宣伝といっても皆さんにはわかるんで、政策の流れをやるのはいいなと思ってます。できたら議員もそれぞれね、１か月に１回ずつやっていただければ１年間、皆さん出られるんで、一緒にやらしてもらえれば、対談方式でもいいですから、はい、よろしくお願いします。

○１番（亀田知宏）　議長。

○議長（髙橋公時）　１番　亀田知宏議員。

○１番（亀田知宏）　それもとても面白い企画だと思います。なぜ今ケーブルテレビの番組を作られたらと聞いたのかと申しますと、これはそこでケーブル実際町内では６割、約６割の家庭ですかね、それ以外の家庭では見れないんですが、これを切り抜きでＹｏｕＴｕｂｅに上げることが簡単にできますし、そうなれば町内外にもやっぱり宣伝、海外にもＹｏｕＴｕｂｅでは宣伝できるわけでありまして、難しいことなくて、町長がどこ行って何した程度でもいいということで、何を感動したとか、そんな程度の何か発信ができたら面白いんじゃないかなという考え。そしてもう一つは、先般お伺いした議会報告会・意見交換会でたくさん頂戴した意見なんですけども、やっぱりちょっと真面目な話に戻りまして、今の世羅町において、不安を感じられている方が多くいることを非常に感じました。やはり町長を責めるつもりはありませんが、やはり町長のビジョン、町長はこの町のトップです。トップの方のビジョン、考え方、そういったものがもっとわかりやすく町民の方々に伝われば、この不安などもかなり払拭されるんではないかと私は個人的に考えておりまして、こういった意味合いも兼ねてこの番組づくりとかを提案したんですけども、その点のお考えをお伺いします。

○議長（髙橋公時）　ちょっと答弁の前に申し訳ないです。亀田議員先ほどケーブルでのＳＮＳへの掲載というのは勝手にできませんので、皆さんもご承知の通り申請をされて掲載されていると思いますので先ほどの答弁ちょっと訂正願いたいと思います。誰でもかれでもちょっと勝手にＳＮＳ上、ＹｏｕＴｕｂｅ等に掲載することはできませんので、その点だけ訂正ください。

○１番（亀田知宏）　議長。

○議長（髙橋公時）　１番（亀田知宏）

○１番(亀田知宏）　先ほどＹｏｕＴｕｂｅなどは簡単に掲載できると申しまし

たが、訂正させていただきます。そういったものは手続きを踏まないと簡単にはできないということに訂正させていただきます。
○議長（髙橋公時）　それでは答弁に戻りたいと思います。
○町長（奥田正和）　はい。
○議長（髙橋公時）　町長。
○町長（奥田正和）　町民の方には私の施策、ビジョンなりが見えてこないということでございます。確かに紙面等では示しているもののですね、やはり対面でまたわかりやすく説明させていただきたいということで、移動町長室もやってるんですけれども、全ての方には行き渡ってないということもございます。そういったケーブルテレビを活用してしっかりそういった施策なり、また現状なりを訴えたらどうかということでございます。ケーブルテレビからもそういう声はいただいたことがあるんですけれども、その担当者がちょっと止められまして、今現状ではですね、ストップしている状況。やろうかという声はあったんですけれども、今回議員からですね、そういうお示しがあったということで、前向きに考えていければと思いますし、私もいろいろトップセールスのうちのやっていることをですね、お示ししないとわかっていただけないところがあろうかと思います。特に今インバウンド対策もかなり職員とともにですね、やってます。ここはですね、本当頑張ってくれてる職員の姿も見せていきたいんですよね。なおかつ他の分野、健康福祉、さまざまな税務の関係も頑張ってくれており、もう全ての課においてですね、いろんなことを頑張ってるところをですね、私としても訴えていきたい。そういったところはですね、亀田議員おっしゃられるように、住民の方にわかりやすくするべきだと思います。
○１番（亀田知宏）　議長。
○議長（髙橋公時）１番　亀田知宏議員。
○１番（亀田知宏）　今までなぜこのようなことを申し上げたかと言いますと、やはり町長は先ほど言いましたように、この町の首長でトップでございます。そして顔にもなるべき存在だと私は考えております。ですので、やっぱり顔がわかるような発信をしていただけば、町外、移住促進のほうにもつながるような気がするんですよね。世羅町は面白いはちょっとことばも違いますね、すごい方が町長やっておられるのがわかりやすくなり、町の施策などを調べられて、「ああ、移住してみよう」とかいうそういう考え方も起きてくるんではないかという思いもありましてこのような質問をしたわけでございますが、. 先ほどから町長いろいろとやられているご意見を聞いて、引き続き今の活動を続けていただき、さら

にはもっと新しいことにも挑戦していただき、この町が活性化につながるような働きをお願いして、この質問を終わります。

○町長（奥田正和）　はい。

○議長（髙橋公時）　町長。

○町長（奥田正和）　全くありがたいご意見でございまして、やはりトップとしてしっかり動いて、さまざまな施策を世界にとまで言いませんけど、全国へですね、発信していくということは大変必要だと思います。先般テレビもちょっと少し出たんですけれども、最初のちょっとだけでした。ただ町民の方がしっかり頑張ってくださっているところを発信できたのは、本当３時間の番組でしたけども、すごかったと思います。私がびっくりしたのは、放送人が全て世羅町に集結してですね、中継までしてくれたというすごいことになりました。これ全国とかわりばんこにやってましたけど、全国へもっと発信できるようなですね、そういうものをテレビのほうもやっていきたいし、ＹｏｕＴｕｂｅで言えばですね、岡山のある町がですね、物語を作ってやられてましたね。町長自らそういった刑事の捕物だったんですけれども、どっちかいうとユニークな番組を作って、ネットで結構大きく取上げられました。そういうやり方も、バズルためのこともあるのかなとは思いますけれども、ちょっとバズリ方も上手にやらないとあんまりいいイメージにならない場合もあるんで、上手にですね、そこら辺ができるように、またいろいろと研究してみればと思います。今回しっかり頑張れというエールと思って、身を引き締めて頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（髙橋公時）　以上で１番　亀田知宏議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」いたします。

次回の本会議は、12月８日午前９時から「開 会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

散　　会　　１３時４８分